

ソヴェト社会主義社会における 差額地代の問題点について

井 上 周 八

- 一 コルホーズにおける差額地代の存在を否定する見解について
- 二 ソフホーズの差額地代と国营鉱業の差額地代について
- 三 コルホーズの差額地代Ⅰ・Ⅱの分配について

優等地の有限性ならびに豊度の差異という差額地代存在の一般的条件Ⅱ前提は、いうまでもなく、土地生産部門たる農業が歴史的・社会的に異なるどのような諸条件のもとにおいて営まれているとしても、免れることのできない自然的制約である。しかし、土地生産部門が不可避免的に具有するこれらの自然的諸制約は、あくまでも差額地代存在の一般的前提にとどまるものであって、それはなんら差額地代発生の直接的原因とみなすことはできない。

ところで、日本農業のばあいにおいても、農業経営は当然これらの自然的諸条件に制約されており、この点は閭小

作料、地価、さらには農産物価格等の諸問題と、一定の経済的關係をもつものであるし、また将来の過渡期の日本農業における協同組合的・グループ的經營を想定したばあいにも、右の土地生産に固有の自然的諸条件を一般的前提として差額地代の問題が生じ、この部分をどのように取り扱うかが、具体的な経済問題として登場することは、必然的であると考えられる。このような意味から社会主義社会における差額地代の問題は、そこから学ぶところの少なくとも生きた課題といえるであろう。本誌前号において、わたくしは目下進行中のソ連邦における地代論争の基本的論点たるコルホーズにおける差額地代の存在を認める諸見解をとりあげ、批判的考察を試みたのであるが、本号においては、同じく現在の論争における重要な論点であるコルホーズの差額地代を否定する見解、ソフホーズの差額地代、ソフホーズの差額地代と鉱山業の差額地代、コルホーズの差額地代Ⅰ・Ⅱの分配、等の問題点につき、同様に批判的考察を行ないたいと思う。

一 コルホーズにおける差額地代の存在を否定する見解について

コルホーズにおける差額地代の存在を否定する代表的見解の主張者とみられるアカデミー会員C・Γ・ストルミリンは一九六〇年七月の『経済学の諸問題』誌に「社会主義の条件における差額地代について¹⁾」という論文を発表し、その見解を次のように述べている。

ストルミリンはまず資本主義社会における絶対地代と差額地代をとりあげ、この二つの範疇を簡単に説明する。しかし、一見してマルクスに依拠しているかの如きかれの説明は、この二つの範疇がいずれも土地の私的所有を根拠として成立する価値以上の追加であり、両者はともに虚偽の社会的価値である、というマルクスとは異なる結論を与え

つづる。この点をストルミリンはかれの作成した以下の表により説明する。

ストルミリンの表I (資本の有機的構成と生産価格——定の条件つき数字——)

労働部門と 土地地域	現物の 生産物 n	投資 K=C+v	価			値		資本の 有機的 構成 c : v	生産 費 c+v	利 潤 m ₁	格 計 wo	利 潤 率 m ₁ : K
			c	v	m	計 w						
農業												
1. 劣等地	100	145	10	45	45	100	2.2	55	15	70	10.4	
2. 中等地	200	240	20	40	40	100	5.0	60	25	85	10.4	
3. 優等地	400	335	30	35	35	100	8.6	65	35	100	10.4	
計	700	720	60	120	120	300	5.0	180	75	255	10.4	
工業	..	1290	120	90	90	300	13.3	210	135	345	10.4	
合 計	..	2010	180	210	210	600	8.6	390	210	600	10.4	

(82頁)

優等地、中等地、劣等地の相異なる三つの地域における農業資本と、農業にたいしての工業資本が例としてあげられているこの表には、次の前提が、すなわち、工業資本の有機的構成は農業のそれより著しく高く、また優等地は劣等地にくらべ単位面積あたりの単位労働の生産性が数倍高く、かつ不変資本Cが十年間に全部回収され、前払された投下資本の総計 $K = C + v = 10c + v$ であり、なお剰余価値率は 100% であるという条件が、設定されている。そこでこの条件のもとでは農業と工業との総資本の平均利潤率は $10 \cdot 4\%$ 強となる。つまりこの表では農業と工業との資本の合計、同じくこれら総資本のもとで産み出された全剰余価値から平均利潤率と生産価格とが算出されている。このため農産物の生産価格の総計は価値の総計にくらべて四五(300—255)だけ少なくなり、工業では逆に価値にくらべて生産価格は四五(345—300)だけ高くなっている。この場合、この資本の利益のための最大の犠牲は劣等地の経営であって、そこでは九〇単位(45v+45m)のうち三〇単位、中等地では八〇単位(40v+40m)のうち一

五単位が取り上げられている。しかし表Iでのような生産価格では、地主階級の利益を満足させることはできない。土地所有の独占は最劣等地からも地代を要求する。これに対しては、最劣等地の生産物の生産価格がその生産物の価値以下であることが、この差額部分を資本家が絶対地代として地主へ支払うことができる可能性を与える。右の表Iの数字によれば、それは現物では七〇〇単位の生産物に比例的に含まれているところの四五五単位の価値部分がそれである。そこでこれを源泉として劣等地では約六単位 ($\frac{45}{700} \times 100$)、中等地では一三単位 ($\frac{45}{700} \times 200$)、優等地では二六単位 ($\frac{45}{700} \times 400$)の絶対地代が生ずる。「絶対地代の計算から、第一の地域の全生産物の価格は $70 + 6.4 = 76.4$ となり、第二の地域では(生産物量に応じて)二倍に大きく、一五三になり、第三の地域では四倍に大きく、三〇六単位になる。この総計には土地生産物の生産価格への第二の追加である差額地代も既に入っていた。しかしこの二つの追加は工業生産物の生産価格になんら影響を及ぼさな⁽²⁾」。これを表で示すとIIがえられる。

ストルミツンの表II (地代を含めた社会的生産価格)

労働部門と 土地地域	投資 K	価値 w	生産費 c+v	差			生産 価格 w ₁	蓄積 %
				利潤 m ₁	地代 絶対 I	代 差額 △I		
農業	145	100	55	15	6	0	76	14.5
1. 劣等地	240	100	60	25	13	55	153	38.8
2. 中等地	335	100	65	35	26	180	306	72.0
3. 優等地								
計	720	300	180	75	45	235	355	49.3
工業	1290	300	210	135	—	—	535	10.4
合 計	2010	600	390	210	45	235	880	24.4

(83頁)

以上二つの表を対照してみると、工業においてのみならず農業においても生産物の価格の総計はその価値の総計を

超えている。しかし工業においてはこの価格は価値を一五% (300→345) 超えているだけであるが、農業においては七八% (300→535) も超えている。ストルミリンは右の事態は貨幣の購売力の減少、土地所有者階級の利益のための価値の再分配、を意味し、価値法則のみならず平均利潤率法則もその力を失わせられているものである、と述べている。そしてこのように、「全体の総生産物は、この場合、価値六〇〇単位から市場価値八八〇 (二八〇単位) にまで、すなわち約四〇%増加する。そしてこの増加は全部絶対地代と差額地代 (45+235=280) のフォンドとして生ずる」⁽³⁾とのべている。かくしてかれによれば、右のようにして生じた絶対地代および差額地代は「土地所有における地主の階級的独占」という条件から生ずる価値以上の単なる追加として、このフォンドは、このような独占的起源をもつ価格において、虚偽の社会的価値と名づけらるる要因である」⁽⁴⁾とされているのである。そしてかれは続けて、「この虚偽の社会的価値Vは、マルクスによれば、資本制の生産方法の基礎上でV、競争による市場価値において発生するということ、意識的・計画的組合Vとして組織された社会におけるこの生産方法の解消により、この虚偽の価値は消滅するであろうということ、を忘れてはならぬ」⁽⁵⁾と指摘している。^(註)

(註) ストルミリンの作成した表I・IIについて、ここで次のような疑問を述べておく必要がある。すなわち、差額地代の理論的考察にあたっては、マルクスの方法がそうであるように、土地的条件を除くいっさいの資本的・経営的条件を社会的・標準的とし、そこで充用される労働力も平均的労働力、農地面積も一定、そこで投下資本額も同一、であると前提すべきである。そうすることにより、始めて資本制生産様式のもので、土地的条件を自然的基礎として生ずる超過利潤、すなわち差額地代の本質が純粹に考察されるわけである。この点ストルミリンの表にあつては、

(1) 土地種類1、2、3のそれぞれに一四五、二四〇、三三五の資本が投下されることになっているが、この場合、1、2、3の土地面積はそれぞれ同一とされているのかどうかははっきりしない。

(2) それと関連して、一四五、二四〇、三三五の各資本は資本的・経営的条件としてはそれぞれ優劣の差があるとされている

ソヴェト社会主義社会における差額地代の問題点について

のかどうか、それが投下される地域の面積が同一であると前提されている場合は優劣の差があるものと思われるし、また面積の差がある場合でも資本量の大小と面積の広狭との比例関係が不明である点からみて、同一であるとも、同一でないとも理解されうる。しかし生産物に移転されるCとVとの関係からみれば、資本的・経営的条件が社会的・標準的と前提されていないものと思われる。

(3) それ故、差額地代や絶対地代の算定も、この表の前提が不明確であるため正しく行なわれえない。

(4) さらにかれの表では絶対地代が最劣等地に生じた結果としてのみ優等地の差額地代が問題とされている。

(5) またストルミリンは表IIでかれのいう平均利潤と差額地代と絶対地代の合計を生産価格に含ませているが、これは全くの混乱である。

これらの難点をもつ表I、IIではあるが、しかしこれらの表を用いてかれがいわんとする趣旨、つまり絶対地代と差額地代とは価値以上の単なる追加であり、虚偽の社会的価値であるから、「意識的・計画的組合」のもとでは消滅するという点を説明しようとする意図は、その当否はともかくとして、理解することができる。

ところで以上のべたような右の表作成の前提となっている資本制的諸条件はソ連邦にはもちろん存在していない、として、かれはさらにその説明を次のようにつづける。ソ連邦では資本主義は打倒され、私的土壌所有は存在せず、ブルジョアジーと地主階級の消滅とともに企業家の競争もなくなった。そこで平均利潤の法則もなくなり、それと同時「地代形成のためのすべての基礎は消滅する」⁽⁶⁾。したがって「すべての土地が一人の主人に属している今日、土生産物の価格を最劣等の条件（正確には、最劣等地の標準的経営の条件というべきであろう―井上）における生産物の原価により均等化することは、まして意義をもたない。とはいえ、単一の社会的経済のすべての地域の同様な入収益 *рентебельности*」を追求することも、これまた総じて明らかなき空想であろう。社会主義の条件では、労働の階級的搾

取がないため、剰余価値——その中には地代も含まれる——のすべての要因も消滅する。相異なる土地の差額△収益▽は存続するが、差額地代は存在しない。何故なら利用されている土地のすべての地域による平均として、価格は価値法則によって形成されるからである。すなわち相異なる地域の個別的労働支出からの価格の乖離は相殺されるからである。⁽⁷⁾

ストルミリンは右のようなかれの見解は「明白な疑いのない立場」であるが、しかしこれに反対するものがあるとして、パシコフの理論をとりあげ、次のように述べる。同志パシコフは社会主義のもとで差額地代が存在するという場合、その理由を「二つの社会主義的所有形態——国家的とホルホーズ的——の存在」⁽⁸⁾により説明しているが、しかしそうならば当然、もしホルホーズ的所有が単一の国民経済的所有水準にまで高められたとすれば、差額地代は一体残るであろうか、という問題が生ずる筈である。パシコフ自身、その場合には「農産物の価値は最劣等の生産諸条件によってではなく、平均的の生産諸条件によって規定されるであろう……差額地代はこの場合消滅するであろう……」⁽⁹⁾と答えている。だがそうだとすると、今やソフホーズの生産物の価値は平均的・社会的生産費により規定され、ホルホーズでは最劣等地のホルホーズの生産諸条件の水準で規定されることになってしまふ。この場合どちらの価格が社会主義社会においては計画されねばならないのか。いま、価格をやはり劣等地の経営のホルホーズ生産物の価値に等しいときめるならば、土地生産物の価格は農業全体における実際の労働支出水準よりも高くなるであろう。「工業においては価格は価値法則により、すなわち平均的・社会的必要労働支出により規定されるから、都市と農村とのこのような不平等交換において、ソ連邦の条件では全く容認しがたい搾取関係が必然的に生ずるであろう」⁽¹⁰⁾

このことは許さるべきであろうか。ソ連邦の実際は今まで反対に農村の生産物の価格を過度に引き下げるといふ誤

りをおかしていた。現在この点は改善されたが、ソ連邦の土地生産物の価格が過度に高められているとは決して考えるべきではない。周知のように、一九五五年のソ連の総農産物はアメリカの水準の八〇パーセントに達したが、労働者数はアメリカの水準の約二・八倍であり、したがってソフホーズとコルホーズの労働生産性はアメリカの水準よりも三・三・五分の一低かった。このことからアメリカの土地生産物の価格は少なくともソヴェトのそれよりも三分の一低いと考えられるであろう。しかし実際はそうではなくて一倍半高いのである。このことは何によって説明されるか。まず第一にアメリカでは資本制的経済法則が作用しており、生産価格法則や虚偽の社会的価値の要因により価格が法外に高められているからである。このような要因はソ連にはない。

いま都市と農村のすべての生産物の価値が平均的再生産費により規定され、等価交換が行なわれると仮定しよう。この場合でも都市と農村の個々の経営の差額収益は排除されない。この場合優秀な国营企業の労働者はその企業の差額収益とはかわりなく、同等の労働に対して同等の報酬を受けとる。そしてその企業の蓄積は共通の金融機関にはいり、計画に従って再分配される。しかしコルホーズでは当分の間これは不可能である。劣等地における労働には不当に少なく支払われ、優等地における労働には不当に多く支払われる。また最劣等地の経営の労働支出によって価格がきまれば、優等地のコルホーズの不当な所得を増大させるだけになり、これは社会主義の条件ではいかなる正当性ももたない。この優等地が十分になく、企業家は最劣等地をも耕作することを望むため、最劣等地の企業家にもこの土地での原価以上を、そして投下資本に対する平均利潤率を保障することが必要であるといわれるが、このような考えは、第一に処女地にある優等地がまだ決して全部開墾されていないこと、第二にソ連には平均利潤率の法則が存在していないことを、無視している。だから虚偽の社会的価値の要求は全くその正当性をもたない。その上ソ連の多数の

企業は全然利潤なしに、赤字でさえも経営を行なっているのであって、その点資本主義の条件とは根本的に異なっており、またコルホーズでは平均利潤率形成の必要はないのであって、コルホーズは資本家と地主なしに建設されたということを忘れるべきではない。ソヴェトにおいては最劣等地での物質的支出が補償され、他のすべての標準的勤労者と同じように、同一労働に対して同一の報酬が要求されるだけである。「かくして、コルホーズ部門の領域でも最劣等地の土地生産物の価格にその個別的価値を超える何らかの追加を与える要求は、誰にも正しいと認められないのである……換言すれば、農産物の価格は他のあらゆる生産物と同様に、ソフホーズにおいてのみならずコルホーズにおいても、価値法則により、すべての経営の平均的労働条件と生産条件を対象としつつ、計画経済において作成されねばならない」⁽¹¹⁾。そして「社会的価値を問題にしている以上、優等地を用いて入手した生産物量を、生産物に対象化されている単位労働量で乗じ、それ故労働の生産力が高まっているにもかかわらず、相異なる豊度は、単純労働の同等の支出の場合には、優等地に何らの追加価値をも創り出さないと銘記すべきである。この生産物は直接交換価値と関係しない。▲換言すれば、この生産物量の価値は労働生産性に依存しない⁽¹²⁾」。「しかし同一価格は、労働の生産性が不平等な場合、相異なる経営や労働集団の差額収益を惹起する⁽¹⁴⁾。だがソ連邦における生産手段の二つの所有形態のもとでも、この差額収益を最少限にとどめる方法は少なからずある。その第一は地帯別調達価格であり、今日コルホーズの強化と貨幣労貨への移行とともにこの課題は容易にされている。またコルホーズの不可分フォンドは実質的には国民一般の所有と異ならないものである。したがって差額収益は国民一般の所有のもとに吸収されることになる。さらにいま広汎な強力なコルホーズ連合を考える場合、各個別的コルホーズのグループ的所有という解釈は不可能となる。「残念ながら個々のコルホーズの領有について、そのグループ的所有という名称がしばしば用いられ

ている」⁽¹⁵⁾が、それは偽りの性質をもつものである。グループ的所有の概念は「いわゆる不可分フォンドすなわちホルホーズの基本的労働手段に関してさえ適用しがたい。ましてやそれは……土地フォンドに関して適用しがたい」⁽¹⁶⁾。というのは、それらに売買・贈与の自由がないからである。

かくしてマルクスが『資本論』で超過利潤の地代への転形にとって必要な条件としてあげた諸点、すなわち農業が資本制的生産様式によって支配されていること、諸資本の自由競争、平均利潤率の形成、土地所有等の諸前提のうちの一つでさえも、社会主義経済の国営部門のみならずホルホーズ部門にも存在していない。したがって、この必要ない前提のないところで、何らかの地代を問題とすることはできないのである。

ほぼ以上のようなストルミリンの見解——同じく社会主義社会における差額地代の存在を否定するH・マルコフの主張もストルミリンとほぼ同様の内容をもっている——は、これを次のように整理することができるであろう。

(1) 資本制社会における差額地代および絶対地代の原因は土地所有における地主の階級的独占であり、差額地代および絶対地代は価値以上の単なる追加であって、その意味でそれは「虚偽の社会的価値」と名づけうる。

(2) 資本主義が打倒され、マルクスが『資本論』で超過利潤の地代への転形に必要な諸条件として指摘した農業の資本制的経営、私的土地所有の存在、資本の自由競争、平均利潤の形成、剰余価値の存在等の諸要因は今日のソ連邦には存在しない。

(3) 社会主義の条件では労働の階級的搾取がないため、その中には地代も含まれる剰余価値のすべての要因も消滅する。相異なる土地の差額△収益 $\Delta \text{Денежные доходы}$ △は存在するが差額地代は存在しない。なぜならすべての利用地の平均として、価格は価値法則により形成されるからである。すなわち相異なる地域の個別的労働支出からの価格の乖

難は相殺されるからである。つまり土地生産物の価格は優等地、中等地、劣等地のすべての地域の平均としての価値により規定され（このことをかれは農産物の価格が価値法則により形成されることだとしている）、すべての経営の平均的労働条件と生産条件を対象としつつ、計画経済で作成される。それ故、虚偽の社会的価値を認めることはできない。

(4) パシコフのように社会主義的所有の二つの形態から差額地代を説明するのは誤りである。コルホーズ的所有が単一の国民一般の所有へ移行した場合、差額地代は消滅することをパシコフ自身認めている。もしそうなら、ソフホーズの生産物の価値は平均的・社会的生産費により規定され、コルホーズでは最劣等地のコルホーズの生産諸条件の水準で規定されることになってしまう。このうちどちらの価格が社会主義社会では計画されねばならないか。

(5) 農産物価格が最劣等地のコルホーズ経営の生産物の価値に等しいとすれば、工業では価格は価値法則により、すなわち平均的・社会的必要労働支出により規定されるから、都市と農村との不等価交換という、ソ連邦では全く許容しがたい搾取関係が生ずることになる。

(6) ソヴェトにおいては最劣等地での物質的支出が補償され、他のすべての標準的勤労者と同じように同一労働に対する同一の報酬が要求されるだけである。

(7) そして社会的価値を問題にしている以上、相異なる豊度は優等地において、なんらの追加価値もつくりださない。つまり「この生産物量の価値は労働生産性に依存しない」。

(8) しかし単一の社会経済のもとで、同一の農産物価格は、労働の生産性が不平等な場合、相異なる経営や労働集団にプラスとマイナスを生じさせ、個々の経営については差額収益が形成される。また社会主義的所有の二つの形態のも

とでは、この差額収益も地帯別調達価格等の方法により最少限にいくいとめることができる。

(9) 各個別的コルホーズのグループ的所有という概念は、不可能であり、誤っている。

(註) 社会主義農業における差額地代の存在を否定するマルコフの論拠は以下の如くである。「マルクスは、社会主義のもとでの差額地代の存在の可能性を、否定した。△差額地代は市場価格の調節と結びついており、それ故それは価格や資本制生産と同じ時に消滅する」(△「Теория прибавочной стоимости», ч. II, Госплитиздат, 1957, стр. 99) とマルクスは述べた。社会主義社会では資本制的生産方法は解消され、市場価格の自然発生的調節は存在せず、国家買付価格が作用しており、差額地代のため場所はない」(△「Вопросы экономики», No. 11, 1960, стр. 125)。「しかし社会主義のもとでの協同組合的・コルホーズ的所有、商品生産、ならびに自然的土地豊度と生産物の販売地点に対する個々の農地の位置の差異の存在は、コルホーズに不平等な所得の形成をもたらす」(Там же)。そして「コルホーズでは、より豊饒な、あるいはよりよい位置の土地の利用によって生ずる所得の差は、追加所得としてその集団の自由になる」(Там же, стр. 125-126)。しかし「資本主義のもとでの差額地代は△虚偽の社会的価値△であるが、一方社会主義のもとでは差額所得はつねに実際に存在する価値部分である」(Там же, стр. 126)。コルホーズにおける差額地代範疇は多数のソヴェト経済学者の承認をえた。しかしそのような範疇は社会主義経済には存在しない。コルホーズ生産に存在する経済的範疇は、コルホーズ生産の基本的手段としての土地の自然的特質の利用と結びついている差額所得である。「社会主義のもとでは農産物の社会的価値は最劣等地ではなくして中等地の個別的労働支出により規定されるということをお認めるならば、誰も社会主義のもとでの差額地代について語ることはできなう」(△「Вопросы экономики, планирования и статистики», стр. 94) とパシコフは述べているが、これは全く正しい。それにもかかわらずパシコフは、「その価値の大きさが平均的生産諸条件のもとでの労働の支出によって規定される工業商品とは異なり、農産物の価値は社会主義のもとでも最劣等地の労働の支出によって規定される」(Там же)、それ故差額地代は存在する、と全く別の結論を下している。このパシコフの主張は、「われわれの考えでは、新しい調達価格水準の決定にあたっては、地帯別の平均的生産諸条件に基づいて、コルホーズの支出を補償する必要が考慮されねばならぬことを指示しているソ連共産党中央委員会六月総会(一九五八年)の決定と直接の矛盾に陥っている。その生産物の基本的大量を生産する企業で、平均的に支出される平均労働時間が、社会的に必要な労働時間である。競争と、生産の無政府的状态との結果として成立する市場価格が作用しえない社会主義のもと

では、農産物の社会的価値も同様に、その農産物の基本的大量を生産しているコルホーズにより支出された平均的労働時間量により規定される。社会主義においては工業と農業との社会的価値規定には何らの差異もない。差はただ、コルホーズが相異なる土壌的・気候的条件および地理的条件で経営を行なわねばならない限り、優等地に位置するコルホーズは差額所得、すなわち他の条件が同じ場合、平均的・自然的条件でその経営を行なっているコルホーズが受けとる所得以上の超過、を受けとることができるといふことになる、ということにある」(《Вопросы экономики》, No. 11, 1960, стр. 130)。

ほぼ以上のようなマルコフの見解をみるならば、われわれはかれの見解がその細部において、またニュアンスにおいて若干異なるものがあるとはいへ、ストルミリンの立場と大体同一のものであることを知ることができよう。したがってかれの見解への批判的考察はストルミリンの見解の検討により果すことができる、と思われる。

また A・M・グリエヴィチも「学術会議」において、「社会主義のもとでの差額地代はこじつけの範疇である」として、パシコフの見解を取りあげ、パシコフのコルホーズとソフホーズにおける差額地代の存在の承認と国营鉱業における差額地代の存在の否定は矛盾しているとして批判を加え、ソコフの差額地代についてはなく純所得について語るのがよいという意見に対して、純所得という概念は一つの階級の他の階級に対する対立をあらわす特別の形態をとらないからという理由で同意を示し、「わたくしは少しも相異なる地域からコルホーズが相異なる所得を受けるといふことを否定するものではない。しかしこの差異を差額地代と認める必要も根拠もない。これは剰余所得と、わが国には存在しない差額地代なる経済的範疇との混同を意味する」(MIV, 《Семьдесят лет...》 стр. 151) と述べ、また「地域の豊度およびその位置の差異として形成される所得差は、もちろんわが国の租税政策、価格計画において考慮されねばならない。しかしこの実際の現象を、資本主義農業の条件から共産主義への漸次的移行の条件にある社会主義的農業生産の条件にこじつけられ、機械的に移されたところの差額地代という経済的範疇と混同してはならない」(Там же, стр. 152) とのべている。したがってこのようなかれの見解からは、ソ連邦における農産物の価値が最劣等地の標準的経営によって決定されるのか、またはストルミリンやマルコフの主張しているように、優等地、中等地、劣等地等のすべての地域の平均としての価値、その農産物の基本的大量を生産しているコルホーズにより支出された平均的労働時間量により規定されるのか、という点についてのかれの積極的見解は知ることができないが、しかしかれがストルミリンやマルコフの見解とほぼ同じ立場に立つものであることはこれを知ることができよう。

以上の見解に対し、M・ユヴァリエーフは一九六一年七月の『経済学の諸問題』誌において、「社会主義のもとでの差額地代を否定することは正しいか」⁽¹⁷⁾という論題のもとにストルミリン批判を行なった。そこでの彼女のストルミリン批判の要点を簡単に指摘すれば次の諸点があげられる。

1 ストルミリンによる社会主義のもとでの地代の否定は、差額地代存在の一般的原因は私的土地所有であるというかれの前提からの論理的結論である。したがってストルミリンの見地に立てば、私的土地所有の解消とともに差額地代をも含むあらゆる地代の基礎は消滅するという結論が生ずる。しかしこれは誤りであつて、土地所有ではなく土地経営の独占こそが差額地代の原因である。

2 ストルミリンは差額地代を農産物の原価と市場価格との差であると考えているが、差額地代は個別的生産価格と一般的生産価格との差である。

3 同じくかれの絶対地代の解釈にも同意できない。かれは絶対地代を虚偽の社会的価値であると公言しているが、虚偽の社会的価値という範疇は差額地代に關してのみ言いうることである。ストルミリンはかれの作成した表で「平均利潤、絶対地代および差額地代を \wedge 生産価格 \vee の構成分子と考えている」⁽¹⁸⁾が、絶対地代は農産物の生産価格を超える価値部分であつて、「価値を超える単なる追加として」⁽¹⁹⁾特徴づけられるものではない。

4 社会主義のもとでの差額地代が存在しないことの具体的事実の確認として、ストルミリンは、ソ連邦と比較してより高い労働生産性をもつアメリカが、それにもかかわらず主要食糧農産物（小麦粉、ジャガイモ、牛肉、牛乳、卵）の市場価格において、ソヴェトよりも著しく高いという点をあげている。だがこれは誤りであつて、右の原因はアメリカにおける独占資本の支配と私的土地所有の独占の存在およびソヴェトにおけるその消滅によつて説明すべき

である。

5 社会主義のもとでの差額地代の存在に反対する論拠の一つとして、ストルミリンは、資本制社会形態が「意識的・計画的組合（ストルミリンのいうように諸組合ではなくして組合）に変わる時、虚偽の社会的価値は消滅する」というマルクスの命題を利用する。しかしマルクスは単一の全人民的形態に基づく社会を想定したのであって、生産手段の全人民的所有と並んで集团的・コルホーズ的・協同組合的形態が存在する社会を予想したのではなかった。

6 社会主義社会には資本制的地代が存在するためのいっさいの前提は存在しないというストルミリンの主張は全く正しいが、しかし社会主義のもとでの差額地代の経済的基礎は社会主義的生産関係にあるのであって、まさにこの基礎を説明することが必要なのである。

さて以上のようなストルミリンの見解とそれに対するコヴァリエワの批判をみていえることは、まず(2)でストルミリンがソ連邦には資本制的絶対地代および差額地代存在のための諸前提は消滅していると述べている点、および(8)でかれが同一の農産物価格によって生ずる相異なる経営や労働集団の差額収益については、社会主義のもとではその差額収益を最少限にいとめる方法が存在すると述べている点は、まさにその通りであろう。しかしかれが(1)で述べている資本制社会における絶対地代および差額地代の原因は私的土地所有の存在であるという見解や、(4)で同様の見地からペシコフを批判し、社会主義的所有の二つの形態のもつ重要な意義を軽視し、かつ今日のソヴェトを完全な共産主義社会と同一水準にみている点、さらに(9)でコルホーズによる生産手段（ただし土地は除く）のコルホーズ的・協同組合的所有のもつ意義を否認している点は、コヴァリエワの批判をまつまでもなく、納得できない点である。

ことにかれが(3)、(5)、(6)、(7)で述べているような、土地生産物の価格もすべての利用地での平均として、つまりかれのいう価値法則に基づいて形成されるとして、社会主義的所有の二つの形態と、それを根拠として成立する商品生産と価値法則の作用の存在ならびに土地経営の独占という事情のもとでの農産物を支配する価値法則の貫徹——この点はずっと慎重に検討しなければならない点なのだが——を認めず、工業生産部門と全く同様に考えている考え方は問題である。そして右の点こそかれがコルホーズにおける差額地代を否認する理論的根拠であると思われる。そこで以下この点について考察しなければならない。

ソ連邦においては今日、農業経営は「生産手段にたいする社会的な、協同組合的・コルホーズ的所有と、人間による人間の搾取を排除した共同労働にもとづいて、大規模生産をいとなむために、勤労農民が自発的に結集した」⁽²⁰⁾コルホーズと、生産手段の国家的・全人民的所有に基礎を置く大規模農業企業たるソフホーズにより行なわれているが、これはいうまでもなく、社会主義的所有の二つの形態——全人民的・国家的所有と協同組合的・コルホーズ的所有——がソ連邦の生産関係の土台を構成しているからであつて、このことはまた労働者階級と農民階級が階級社会から社会主義、共産主義への移行にあたって、そのとるコースを異にするが故にほかならなかつた。そしてこの社会主義社会における所有の二つの形態の結果、社会主義工業とコルホーズ農業との間に社会的分業が行なわれ、商品生産と価値法則の作用が必然となり、かつ一定の社会主義的条件をもつものとはいへ土地経営の独占が行なわれ、これら直接的な原因とし、優等地の有限性と土地の豊度と位置の差異という自然的条件を一般的前提・条件として、コルホーズに差額地代が存在する——たとえそれが地帯別買付価格により国家に収用されるとはいへ——のである。この場合最劣等地の標準的経営のコルホーズの生産物の価値が農産物の社会的価値を規定するということの根拠は、社会がこ

の最劣等地を耕作することにより優等地や中等地からの農産物だけでは不足部分を入手するため、社会は最劣等地における支出を補填し、その再生産を保障しなければならないからである。

ところでMTCの再編成と機械設備のコルホーズへの売り渡しとに関連して、一九五八年に義務納入とMTC労働に対する現物支払というコルホーズ生産物の従来の調達方法が廃止され、国内の地帯別統一価格による買付方法という農産物の統一的國家調達形態への移行が行なわれた今日、上記の土地生産物を支配する価値法則はソヴェトの現実においてどのように利用されているであろうか。これをたとえばK・H・シャフィエフ等の編集になる『社会主義の経済学』⁽²¹⁾により、穀物生産についてみよう。それによるとロシア共和国は八つの地帯に分けられ、そこでの小麦一ツエントネルの地帯別買付価格は次のように定められている(％で示す)。

ロシア共和国諸地帯	小麦買付価格
I. クラノダルスク地方	76
II. 北カフカズの他の諸区	82
III. 中央黒土諸州	88
IV. 西シベリヤ諸州	91
V. ヴォルガ沿岸諸州	97
VI. 中央非黒土諸州	100
VII. 東シベリヤ諸州	100
VIII. ヨーロッパ・ロシア北部諸州	100

(275頁)

この「地帯別買付価格は、コルホーズの全支出を補填し、コルホーズに必要な収益を保障し、ならびに中等地や優等地をもつ地帯にあるコルホーズで形成される地帯を國家の管理にゆだねるような計算によって決定される」⁽²²⁾。つまり地帯

別買付価格はあらかじめ差額地代部分が控除されている価格であり、またそれは国家への農産物販売にあたってその支配的大量を供給するコルホーズにより決定される。それ故ソヴェト社会に商品生産物を提供しえない弱い遅れたコルホーズの支出や、また優秀な先進的コルホーズの支出によってではなく、「国家に商品生産物の基本的大量を与える平均的コルホーズの支出により決定される」⁽²³⁾。それと同時に地帯別買付価格の決定にあたっては、遅れたコルホーズがその生産を拡大する可能性をよりよく利用するようしむけ、そこでの原価が補填でき、蓄積と拡大再生産が確保できるように配慮されなければならない。このほか、その地帯のソフホーズの生産物の原価を考慮したり、また収穫量による価格の不可避免の変動を考慮に入れる必要がある、とくに豊作および不作の時に、同一の買付価格を決定してはならない。そしてさらに国家全体の利益の見地から、買付価格を定める場合、「各共和国の経済的發展、農業生産物の生産のうえで各共和国の専門化、民族的特質を全面的に考慮すること」⁽²⁴⁾等が要求されている。

次にいま一つの価格、すなわちバシュークにより農産物の「価値の表現」⁽²⁵⁾であるとしてされている取引税を含む卸売価格、をみよう。それは買付価格と、コルホーズで社会のたけにつくり出された純所得部分、流通領域で加わる価値（引取り、保管、輸送の諸費用とこの過程でつくりだされた価値）ならびに差額地代Iを含む。またかれによれば、コルホーズで社会のたけにつくりだされた純所得は「卸売価格（流通領域で加わる価値を差引いた）と最劣等地の買付価格との差」⁽²⁶⁾として規定しうるし、差額地代Iは「卸売価格（流通領域で加わる価値と社会のたけにつくりだされた純所得を差引いた）」⁽²⁷⁾である。バシュークはロシア共和国諸地帯における小麦生産の場合の差額地代計算例（%）を次の表のように示している。^(註2)

ロシア共和国諸地帯		取引引税を含む価格	流通領域の値	国買価	家付格	社会の純所得	差額代
一.	クラスノダールその他の諸区	100	11	44	31	14	
二.	北カフカズ諸州	100	11	48	31	10	
三.	西シベリア諸州	100	11	51	31	7	
四.	ウラル沿岸諸州	100	11	53	31	5	
五.	ウラル非黒土ヤクシア諸州	100	11	56	31	2	
六.	中央シベリア諸州	100	11	58	31	0	
七.	東シベリア諸州	100	11	58	31	0	
八.	ヨーロッパの北部諸州	100	11	58	31	0	

(276頁)

(註1) それで蛇足ながら、クラスノダールスタ地方の数字をあてはめて、地帯別買付価格、取引税を含む卸売価格、社会の純所得、差額地代を計算してみるならば、以下の如くである。

地帯別 買付格 44※	=	ホルホー の全支出 の填補	+	必 な 収 益				
	=	36	+	8				
取引引税を含む 卸売価格	=	地帯別 買付格	+	社会の 純所得	+	流通領域 で加わる 値	+	差額 地代
100	=	44	+	31	+	11	+	14
社会の 純所得	=	取引引税を含む 卸売価格	-	流通領域 で加わる 値	-	最劣等 地の 買付価格		
31	=	(100)	-	(11)	-	58		

ソヴェト社会主義社会における差額地代の問題点について

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\text{差額地代 I}} & = & \boxed{\text{取引税を含む卸売価格}} & - & \boxed{\text{流通領域で加わる価値}} & - & \boxed{\text{社会の純所得}} & - & \boxed{\text{中等地の優待価格}} \\
 14 & = & (100) & - & 11 & - & 31 & - & 44
 \end{array}$$

※ホルホーズの全支出の補償と必要な収益との関係を後者が前者の約20%ということにして、かりに36と8としておいた。

なお、地帯別買付価格によっては差額地代Ⅱを国家に集中することはできないが、この場合には所得税が差額地代Ⅱの一部を集中する形態となる、とかれは述べている。

(註2) パンシェークはぎきに差額地代は地帯別買付価格とその種の農産物の流通領域で加わった価値を差引いた取引税を含む卸売価格との差として、次のような公式で示すことができる。と述べている。

$$Dp = (Ilo - Co) - I13$$

Dp—差額地代

Ilo—取引税を含む卸売価格

Co—流通過程で加わった価値

I13—地帯別価格」(《Политическая экономия социализма》, стр. 274-5)

しかしこの公式によると差額地代の中には差額地代Ⅰのほか差額地代Ⅱ、および経営的諸条件ならびにホルホーズ労働の平均以上の優秀性に基づいて発生するところの純所得部分も含まれてしまうという点で、差額地代だけを示す公式としては不正確である。

(附註) パンシェークはこのように差額地代Ⅰの計算にあたっては任意の農産物の価値をあらわす取引税を含む国家卸売価格を出発点としているが、この点についてかれは、「二三の経済学者は差額地代の計算にあたって国家小売価格を最初の基礎としてもってくることを提案している。しかし農産物の小売価格が農業におけるその生産上の価値をあらわさないことは周知の通

りである。小売価格は、農業におけるその生産上の価値のほかに、多くの種類の追加物ならびに流通費を含んでいる。たとえば小麦パンの小売価格は、取引税を含む卸売価格のほかに、小麦の製粉、小麦粉の保管と輸送、パン焼きのための費用、ならびに焼かれたパンの販売に関する流通費を含んでいる。このような追加物が多ければ多いほど、生産物の実際の価値を規定することは困難になる。卸売価格はこれらすべての困難を避ける可能性を与え、農産物の、われわれの例では小麦の、生産上の価値規定をもっとも簡単な方法で取扱う可能性を与える」(Tax, Inc. CTP, 276-7)と述べられている。

また、地帯別買付価格は地帯内での優等地のコルホーズに形成される差額地代部分を均等化しえないし、またとくに経営的条件の優秀性に基ついて生ずる差額地代Ⅱも均等化しえないであろう。(この場合の差額地代の計算方法についてもバッシュュークは公式を作っているが、同一の地帯別買付価格のもとでなお生ずる差額地代の問題については、ここでは省略する。)

このように各特定種類の農産物ごとに地帯別買付価格が決定され、これにより土地的条件によつて生ずる差額地代部分を国家に集中し、かつ地帯の特殊性を考慮した、経営の要求を満足せしめるような農産物買付政策がソ連邦ではとられているのである。したがつてストルミリンの述べているように、土地生産物の価格が優等地、中等地、劣等地等のすべての地域の平均として規定されることはない。むしろ商品生産と価値法則の作用の存在および土地経営の独占のもとで、土地的条件に恵まれたコルホーズに差額地代部分が生じるからこそ、地帯別買付価格によりこの部分が国家が収用するのである。そして取引税を含む卸売価格や、さらに小売にあつて追加される価値および流通費を加えた国家小売価格等はこの差額地代部分が含まれて消費者に販売されるのである。このような状態をもつて都市と農村との不等価交換という搾取関係の存在といいうるであらうか。この点の追求は当然「虚偽の社会的価値」をいかに解するかという問題とならざるをえないのであるが、ストルミリンがソ連邦における差額地代の存在を否定する論

扱には、既にみたように、農産物の価値規定について、いわゆる「限界原理」としての最劣等地の平均的コルホーズによる農産物価値の規定は価値法則に反するものであり、工業と農業との不等価交換であるという考え、つまり差額地代部分をなす「虚偽の社会的価値」は価値ではないという観点がかくされているのである。そこで次にこの点を究明しよう。

いま問題をマルクスの基本表を用い、その表示を若干変えたところの副島氏⁽²⁸⁾の表により検討してみよう。

表一

土地種類	生産物	現実的生産価格		市場価格		差額地代	
		総額	1qあたり	1qあたり	総額	現物	貨幣
A	1q.	60s.	60s.	60s.	60s.	0q.	0s.
B	2	60	30	60	120	1	60
C	3	60	20	60	180	2	120
D	4	60	15	60	240	3	180
合計	10q.	240s.	24s. ※	60s. ※	600s.	6q.	360s.

※チヂツク体は平均

(57頁)

これをいまストルミリンのいうように——パシコフもコルホーズが全人民的所有に移行すればそうなるとしているが——、優等地、中等地、劣等地等のすべての地域の平均によって土地生産物の市場価格（＝市場価値）が規定されるものとすれば、次の表がえられることになろう。

表二

土地種類	生産物	現実的生産価格		市場価格		差額地代	
		総額	1qあたり	1qあたり	総額	現物	貨幣
A	1q.	60s.	60s.	24s.	24s.	-1.5q.	-36s.
B	2	60	30	24	48	-0.5	-12
C	3	60	20	24	72	+0.5	+12
D	4	60	15	24	96	+1.5	+36
合計	10q.	240s.	24s. ※	24s. ※	240s.	±0	±0

※チヂツク体は平均

これによればなるほど一〇クォーターの農産物はその個別的価値の総計であり、現実的生産価格の総計である二四〇シリング——もし収益率を二〇%とすればこれがコルホーズの全支出の補填プラス必要な収益としての地帯別国家買付価格の総計に相当する——で実現されることになり、差額地代を含んだものとして表一のように六〇〇シリングで実現されて、三六〇シリングの高過ぎとなることはない。だがそうするとA・Bの土地種類もしくは地帯（この場合A・B・C・Dを土地種類と解しても、または地帯別と解しても、いずれでもよい）は、その再生産を継続することができないこととなり、このような土地的条件を平均したところの市場価格なるものは、空疎な算術的平均であることを明らかに示している。この点副島氏の示された如く、表一によって生ずる差額地代部分を地帯別買付価格により回収させたところの、次の表三の方がより正しい事態を示している。

表 三

土地種類	エーカー	生産費 <small>クォーリ</small>	生産物	1q. あたり		国家調達量	調達価額 <small>クォーリ</small>
				生産費 <small>クォーリ</small>	買付価格 <small>クォーリ</small>		
A	1	3	1q.	3	3	1q.	3
B	1	3	2	1.5	1.5	2	3
C	1	3	3	1	1	3	3
D	1	3	4	0.75	0.75	4	3
合計	4		10			10	12

(56頁)

氏はこの点を次のように説明している。「国家の調達機関は、Aの土地のコルホーズからは1クォーターの穀物を1クォーターあたり3ルーブリで買いつけ、Bの土地からは2クォーターを単価1.5ルーブリで買いつけ、C、Dからも上記のように買いつけた（簡単化のために、これが調達機関の全調達量をあらわすと考えていい）。この穀物（小麦としよう）は、調達機関から国営の製粉工場にひきわたさなければならぬ。ところでこの製粉工場はホズラスチ

ョート制度のもとにある国营企業であるから、小麦（穀粒）に一定の価格をつけられてひきわたされる。もし（簡単化のため流通費用その地を0として）調達機関から製粉企業にひきわたされる小麦が、Aの土地からのものもB、C、Dの土地からのものも、すべて1クォーターあたり1.2ルーブリでひきわたされれば、国家は総量10クォーターの小麦を12ルーブリで調達して、おなじく10クォーターの小麦を12ルーブリで製粉企業にひきわたすわけであって、このばあいには、『社会主義のもとでの差額地代』の問題はもはやかたづいてることになる⁽²⁹⁾。そして「ここでは差額地代の源泉となるべき差額の収益はもはや形成されないからである。なるほど、それぞれの土地における『剰余生産物』の量には相違があるとしても、その剰余農産物が個々のコルホーズにとっての差額の収入の源泉となり、しかもその差額の収入が範疇的に差額地代に転化するというような条件が、以上に仮定した諸制度がとられるような段階では、すでに排除されている。このことは、まず第一に強調されなければならない重要な点である。大多数の人は、コルホーズ農業とコルホーズ生産物の国家による調達（買付）とホズラスチョート制度が存在するという条件のもとでは——これを彼らの言葉でいいおせば、社会主義的所有の2つの形態が存在し、商品生産および商品流通が存在するという条件のもとでは——差額地代の形成は不可避であると主張するのであるが、こういう主張とは逆に、以上の私の説明からすでに、コルホーズ農業が存在していても差額地代の完全な止揚が純理論的には可能であることが明らかである⁽³⁰⁾。

だが果してそうであろうか。むしろ地帯別買付価格による各コルホーズからの農産物の調達は、Aという劣等地をも耕作しなければ社会の穀物需要が充たされえず、それ故、最劣等地Aを耕作するコルホーズに対して、そのコルホーズの全支出の補填プラス適当な収益率^(註)を保障する価格で農産物を購入せねばならず、そうすればB以上の優等地に

おいては差額地代が成立することを前提しているのであり、それ故この差額地代を国家に集中する必要上、地帯別買付価格が設けられている、と理解すべきである。ただこの差額地代部分が国家に収用されているから差額地代の問題はもはや片づいているというなら、ある特定地帯内において、地帯別買付価格で差額地代部分を入手するその地帯内のコルホーズには差額地代が存在する、といわなければならないことになり、ストルミリンの論旨は矛盾することとなる。そうではなく、差額地代法則がやはりソヴェトにおいても、社会主義的生産関係の基礎上で、所有の二つの形態に基づく商品生産と土地経営の独占のもとで生じている点を認識し、その上でこの差額地代の法則を利用しつつ、これを国家に収用することが、现阶段のソヴェト社会では、理論的にのみならず実践的にも正しいのである。

(註) この収益率についてたとえばП・А・マルインエフは次のように述べている。「差額所得の大きさは、周知のように、その種の農産物の社会的価値と個別的価値との間の差額に等しい。穀物の社会的価値は今のところ計算されていないから、その代りに全国的に七四ルーブルである穀物の平均的買付価格を利用することを許容すべきである。地帯別価格よりもこの価格が社会的価値に近づいていることは明らかである。またコルホーズの穀物一ツェントネルの全国的平均原価が大体五四ルーブルの水準にあることはよく知られている。かくしてコルホーズの穀物生産の平均的収益率は四〇%とみなしうる」(МЛТ, «Земельная плата……», стр. 211—2)。

また副島氏が全部で十クォーターの小麦を十二ルーブリで製粉工場にひき渡すと述べ、これが理論的であると述べておられる点であるが、この点も簡単には首肯しかねる問題である。農産物の価値はソヴェトにおいてもやはり基本的に、土地的条件による有利さは相対的にゼロであり、他方経営的条件は社会的・標準的であつて、しかもそこにおける労働者の熟練と強度が社会的・平均的である、という条件のもとで、その穀物を生産するに必要な労働時間、別言すれば右の条件のもとでの過去の労働と生きた労働との合計によってきまる、と考えるべきであり、その場合、剩

余価値部分に相当する純所得は、社会のための純所得とコルホーズに残される収益とに大別されるわけであるが、この後者と最劣等地のコルホーズの全支出の合計で農産物価格つまり国家買付価格が規定されると考えるべきであろう。そして独占されうる自然力たる土地的条件——ここで独占されうるというのは、日光、空気、風水力、蒸気力、大気の圧力、引力等の独占しえない自然力に対して、土地的条件がそれを利用しての経営にのみ属しているということだが——に起因する労働の生産性の増加は、これらの土地的条件が競争によって決して平均化されえず、固定的な生産力格差の要因であるため、このあらゆる種類の土地の平均的条件をもって農産物の価値の大きさを規定する前提条件とすることは全くナンセンスである。それ故十クオーターの小麦は十二ルーブリではなく三十ルーブリで製粉工場に引渡される。十クオーターの小麦が十二ルーブリで製粉企業に引渡されるといふ事態は、社会が意識的・計画的組合として組織されている、したがって所有の二つの形態の止揚された、全人民的な単一の所有形態のもとでの共產主義社会の場合に理論的に考えられる状態である。

(註) わが国のマルクス地代論における「虚偽の社会的価値」をめぐる論争で、右の「意識的・計画的組合」の例がしばしば取りあげられ、向坂逸郎氏はじめいわゆる「流通説」の立場に立つ諸氏により、その主張の有力な根拠として採用されている。しかしマルクスが述べている「資本制的社会形態が止揚されて社会が意識的かつ計画的な組合として組織されると考えてみれば、十クオーターは、二百四十シリリングに含まれているのと同等量の自立的労働時間を表示する。だから社会は、この土地生産物を、それに含まれている現実的労働時間の二倍半では買取らないであろう。それと共に、土地所有者なる一階級の基礎がなくなるであろう」(『資本論』、長谷部文雄訳、青木文庫版、⑫—一九三二頁)、「消費者として考察された社会が土地生産物にたいし余りに多く支払うもの——これは、土地生産〔物〕での社会の労働時間の実現のマイナスをなす——が、いまや、社会の一部分たる土地所有者たちにとってのプラスをなす(同上)なる叙述の理解は、正しくなされなければならず、誤った理解の材料として用いられるべきではない。すなわち、「意識的・計画的な組合」社会において、十クオーターが二四〇シリリングに

含まれているのと同等量の自立的労働時間を表示する、ということとは、生産物が価値の形態をとることのない共産主義社会にあってはまさに当然なのであって、このような社会にあっては、労働が何らかの必然的理由により有利な生産条件——ここでは土地的条件——のもとに投下されたとしても、かれらの労働が「強められた労働 *Potenzierte Arbeit*」として、より大なる価値を創造するというようなことがなく、同様に平均以下の劣悪な条件のもとでの労働支出の場合でも、平均労働が同じ時間内に生産する価値以下の価値しか創造しないということは生じないのである。それ故この「意識的・計画的組合」社会にあっては、土地所有者の経済的基礎も消滅するのである。ところが資本主義社会においては、独占しうる土地の例外的生産力により、この例外的生産力を自然的基礎として成立する農業特有の超過利潤部分だけ、土地生産物の価値が工業生産物の価値よりも高く規定されるから、必然的に消費者として考察された社会は土地生産物に対して余りに多くを支払わざるをえないのであって、このことは「流通説」の主張する如く、価値以上の価格で土地生産物が工業生産物と不等価交換されることを意味するのではない。したがって「虚偽の社会的価値」が農業生産物と工業生産物の不等価交換によるとする「流通説」が、その主張を裏づけるものとしている上記のマルクスの叙述は、なら「流通説」の正しさを立証するものではなく、その逆であること
を知らねばならない。そして生産物が商品形態をとり価値↓価格をもつ限り、「自立的労働時間」による農産物の交換はありえないことを銘記すべきである。なお、この点の詳細については他日を期したい。

さて最後にストルミリンのばあい、すでにみたように、差額地代が価値以上の単なる追加であって、それは真実の価値ではなく、したがってこの差額地代部分を含むところの農産物は工業生産物と不等価交換を行なっている、と考えているのであるが、このかれの考えの根拠の一つは、(7)で要約したようなかれの価値論理解、すなわち社会的価値を問題にしている以上、相異なる豊度は優等地においてなんらの追加価値もつくりださない、つまり「この生産物量の価値は労働生産性に依存しない」⁽³¹⁾、という考え方である。そこでこの点を検討してストルミリンへの批判を終えよう。かれが引用した右のマルクスの言葉をその前後の文章とともに読むならば次の如くである。「労働の社会的で一般的な生産諸力は資本の生産諸力である。だが、この生産諸力は労働過程だけに関係する、——すなわち使用価値だ

けに影響する。この生産諸力は、物としての資本にそなわる属性として、資本の使用価値として、あらわれる。この生産諸力は、交換価値には直接には影響しない。百人の労働者がいっしょに労働するか、百人のめい／＼が個々に労働するかを問わず、その百人の生産物の価値は百労働日であって、この百労働日が多くの生産物となつてあらわれるか僅かの生産物となつてあらわれるか、をとわない。すなわち「その価値は」労働の生産性とは係わりがない⁽³²⁾。ストルミリンは右の文章から豊度に基づく労働の生産性は何らその価値と関係がないと結論づけているのであるが、しかしこの文章で注意すべき点は、この場合の生産力は「労働の社会的で、一般的な生産諸力」であるという限定がついている事である。この場合にはまさに労働の生産諸力は価値には直接影響を与えない。百人の生産物の価値は百労働日である。だからマルクスが同じく『剰余価値説学史』で続けて述べているように、「労働の生産性が、たとえば、ある一個の労働部門内で発展すれば——たとえば、例外的にでなく手織機のかわりに力織機で織られるとすれば、そして一エルレを織るために力織機の半分の労働時間しか要しないとすれば、ひとりの手織工の十二時間は、もはや十二時間の価値でなく六時間の価値となつてあらわれる。というのは、必要労働時間がいまや六時間になったからである。手織工の十二時間は、——彼はあいかわらず十二時間はたらくのではあるが、——もはや六時間の社会的労働時間ではない⁽³³⁾」(傍点―井上)という事態が生ずるのである。ところが土地的条件のもつ例外的な生産性はまさに右のような労働の社会的で一般的な生産力の発展でもなければ、一労働部門全体の生産性の向上でもない。それは土地経営を独占している個々の経営の例外的生産力の増大である。しかもこの生産力はたとえばある個々の企業が手織機のかわりに力織機を採用したというような資本的・経営的条件によるのではなくして、独占しうべき自然的・土地的条件に基因しているのであって、それ故、相対的に固定的であり、かつ資本の自由競争により平均化されない。したが

って土地的条件という生産諸条件においてはその社会的・標準的な土地的条件なるものは存在せず、最劣等地に比べて相対的な優等地のもつ生産力の増加は、労働の社会的で一般的な生産力以上の生産力として、差額地代たるべき超過利潤をつくり出すのである。かくして社会的価値を問題にしている以上、相異なる豊度は優等地において何らの追加価値もつくりださないというストルミリンの主張は、マルクスの価値論と全く相容れない謬説であるといわざるをえない。

このようになれば、第一に、社会主義から共産主義への移行をめざしつつある今日のソ連邦において、なおかつ社会的所有の二つの形態が社会主義的生産関係の基礎として存在し、この結果商品生産と価値法則の作用の存在、および、社会主義的性格をもつとはいえホルホーズの所有に基礎づけられた経営の独占が存在し、したがってこれらを直接的原因として成立するソヴェト社会の生産関係に基礎づけられて必然的に生ずる差額地代を正しく認識しえなかつた点、第二に、その農産物の価値は最劣等地の標準的なホルホーズの個別的価値により規定されざるをえず、決してそれが土地的条件までも頭の中で算術平均化してえた平均的諸条件のもとでの価値ではないことを理解しえなかつた点、第三に、现阶段のソ連邦を「意識的・計画的組合」としての単一の全人民的所有形態のもとにおける共産主義社会と同一視し、したがってまた「価値」と「労働時間」とを区別——もちろん両者のもつ内的不可分の関係は指摘するまでもないが——しえなかつたという諸点の誤りをおかしているのである。これらの誤りの上にかれの社会主義社会における差額地代否定論は成立しているのである。したがって、右の誤りが明らかとなった以上、これらの誤謬の上に立脚しているストルミリンの差額地代否定論は、これを正しいものとして認めることはできない。もちろんソヴェト社会の本質からいえば、差額地代消滅の方向こそ、その進むべき道ではあるが、このことは差額地代を否認する

ことによつてではなく、今日のソヴェト社会に存在する差額地代の法則を正しく認識し、その上で、この差額地代部分を国家が合理的に処理し、コルホーズの生産力をさらに発展せしめ、単一の全人民的所有の下での商品生産の廃止により、実現されるべきものである。

- (1) С. Струминин, О дифференциальной земельной ренте в условиях социализма, 《Вопросы экономики》, No. 7, 1960.
- (2) Там же, стр. 83. (3) Там же.
- (4) Там же. (5) Там же, стр. 84.
- (6) Там же. (7) Там же.
- (8) А.И. Пашков, Об источнике дифференциальной ренты и о распределении ее при социализме, 《Вопросы экономики, планирования и статистики》, стр. 93.
- (9) МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 32.
- (10) 《Вопросы экономики》, No. 7, 1960, стр. 85.
- (11) Там же, стр. 87.
- (12) К. Маркс 《Теории прибавочной стоимости》, ч. I, Госполитгиздат, 1955, стр. 377, 長谷部文雄訳『剰余価値学説』青木書店版、第一分冊五七六頁。
- (13) 《Вопросы экономики》, No. 7, 1960, стр. 89.
- (14) Там же. (15) Там же, стр. 95.
- (16) Там же.
- (17) М. Ковалева, Правильно ли отрицать существование дифференциальной ренты при социализме, 《Вопросы экономики》, No. 7, 1961.
- (18) Там же, стр. 111.

- (19) 《Вопросы экономики》, No. 7, 1960, стр. 83.
- (20) コズルフ・パルヴィン編、ソヴェト研究者協会訳、『経済学小辞典』、青木書店、一〇四頁。
- (21) 《Политическая экономия социализма》, Издательство Социально-экономической литературы, Москва, 1960.
- この教科書の第十二章「社会主義農業における差額地代」は、シニョークにより執筆されている。
- (22) Там же, стр. 275. (23) Там же.
- (24) 『経済学教科書』第三版、邦訳、合同新書、八九二頁。
- (25) 《Политическая экономия социализма》, стр. 276.
- (26) Там же. (27) Там же.
- (28) 副島種典「社会主義農業における地代の問題——ソ連邦のばあい——」『土地制度史学』第九号、一九六〇十月。
- (29) 同上五六頁 (30) 同上。
- (31) 前出。
- (32) 『剰余価値学説史』、前掲書、五七六頁。
- (33) 同上。

二 ソフホーズの差額地代と国营鉱業の差額地代について

まず始めにこの問題に対するバシコフの見解をみよう。かれがソフホーズにおける差額地代を認める見解は以下⁽³⁴⁾の如くである。

ソヴェトの経済学者の大多数はソフホーズは国有地で経営を行なっており、国营企業であるから、ソフホーズには差額地代は存在しないという見解のようであるが、この意見を正しいと認めることはできない。なるほどソフホーズでは土地所有の主体と経営の主体は一致しているが、コルホーズでは所有の主体と経営の主体は一致していないとい

う点で、ソフホーズはコルホーズと異なった特色を有するであらう。「しかしソフホーズには差額地代は存在せず、ここでは農産物の価値は中等地の生産条件によって規定されると主張すること——このことは単一の社会主義的農業生産を二つの部分に、その間には接合点は存在せず、その各々に価値形成の異なった条件が存在する二つの部分に引裂くことを意味する。これは誤りであると思う⁽³⁶⁾」。ソフホーズで創造された差額地代は全部国家へ行くという点で、ソフホーズの差額地代はコルホーズの差額地代と若干異なっているが、このことはソ連邦の国民経済が統一された全体であるという事実を排除するものではない。ソフホーズとともに、協同所有という条件のもとで経営を行なっているコルホーズが存在しているため、農産物の価値形成はソヴェトでは全社会主義的農業に作用する全く同一の経済法則に従っている。そしてソフホーズにおける差額地代の存在は、この農産物の価値形成条件が国民経済にとって統一されているということから説明づけられるのである、農業の二つの分野である国营農業とコルホーズ農業の存在が、国内の同一の農産物量の生産に社会的に必要な労働支出の二つの水準の存在と社会的価値の二つの大きさの存在を示すなどと考えてはならない。わたくしはソフホーズの差額地代もやはり国家という形の社会に対するソフホーズの特別な生産関係をあらわすものであると考える。たとえば農産物一トンの価値が最劣等地の労働の支出によって規定されるという事実は、全社会にとつても意義を有する。社会が最劣等地の労働の支出を認めるといふのは、最劣等地のコルホーズの労働の支出を補填せねばならないからである。ソフホーズとともに土地経営の主体としてのコルホーズが存在するという条件のもとでは、地代関係は国家とソフホーズとの間の関係ともなる。もし国家が土地の唯一の所有者である時は、国家が劣等地で蒙る損失を優等地からの剰余所得により補填しうるであらう。何故なら国家以外に土地経営の主体は存在しないからである。鉱業がまさにそのような状態に置かれている。ここでは所有と経営の二つの形

態は存在しないのであって、それ故差額地代も存在しない。おそらくわたくしがソフホーズにおける差額地代の存在を認め、鉱業における差額地代を否定するのは不徹底であるとわたくしを非難する人々がいるであろう。だがこの問題は差額地代の原因が所有の二つの形態にあることを理解するならば解消するであろう。このような立場に立つ時、ソフホーズにおける差額地代の承認と鉱業におけるその否定とは全く首尾一貫することとなるのである。

このようにパシコフの主張は次の三点からなりたっている。

(1) 社会主義のもとでの差額地代存在の原因は所有の二つの形態の存在、すなわち土地経営の相異なる主体（国家とコルホーズ）の存在ということであり、ソヴェト農業には所有の二つの形態と相異なる土地経営の主体が存在するから、ソフホーズにおいても差額地代は存在する。

(2) ソフホーズでは農産物の価値は中等地の標準的生産条件によって規定され、したがってそこには差額地代は存在しないという見解は、単一の社会主義的農業生産をそれぞれ価値形成の異なった条件の存在する二つの部分に引き裂くものである。

(3) ソ連邦の鉱業では国家が所有の主体であり、それとともに経営の主体であるから、ここには所有の二つの形態もなく、経営の相異なる主体もない。したがって地代関係も存在しない。もし農業においても、所有の形態が全人民的所有のみとなるなら、ソフホーズにも差額地代は当然存在しない。

そこでまず(2)の点からみよう。この点はパシコフのいう如く、単一の社会主義的農業生産のもとで商品として生産される同一種類の農産物は、それがソフホーズで生産されたか、コルホーズで生産されたか、の違いによって、社会的に異なった価値をもつことはできないであろう。したがってソフホーズでは農産物の価値が中等地の生産条件によ

って規定されることもないであろう。そもそも農産物が商品として生産される場合、その価値が中等地の標準的生産諸条件によって規定されるという考え方は、既にみた如く農産物の価値規定に対する誤った独断である。農産物が商品として生産される限り、その農産物の価値は最劣等地の標準的経営の個別的価値によって規定されるのである。また、中等地の標準的生産諸条件によって農産物の価値が規定されれば、差額地代は存在しないという見解そのものも正しくない。この場合でも中等地以上の優等地においては一定の差額地代部分が生ずるからである。しかし、たとえば仮りに、国营農場の生産物の価格を中等地の標準的生産諸条件によって規定される価値にもとづいて決定したとしよう。そうすると特定種類の同一農産物が国营農場のそれは安く、コルホーズのそれは高いということになり、他に対策を立てない限り、コルホーズ生産に打撃を与え、社会主義農業の発展を阻害することとなり、このようなことは考えられない。また逆に現実のソヴェト社会においては、理論的には農産物の価値は最劣等地の標準的経営の個別的価値によって規定されるにもかかわらず、実際の価格はそれよりも安い価格でさまる場合もあろう。だがこのような政策的な意味での農産物価格決定の事実は、ならん農産物の価値規定の法則を否定するものではない。事実「学術会議」においても赤字経営のソフホーズおよびコルホーズが問題とされ、「損になるソフホーズは国家から補助金を受けることができるが、コルホーズは受けとることができない」(コヴァリエフ)点⁽³⁶⁾が指摘されている。そしてたとえばアトラスによって、「実際には現在廃止された調達価格は、中等地のみならず、時には優等地における支出さえも補償せず、この価格では特別のコルホーズやソフホーズだけが採算がとれた、という状態であった。これは農業にとつての価値法則の要求の侵害であった」⁽³⁷⁾とのべられているのであって、この点に対する考慮は、新しい制度のもとでの国家買付価格においてもなされている点であり、あくまで劣等地の経営といえども一定の収益を入手でき、再生産

を保障されるように地帯別買付価格は決定されねばならないのである。

(註) なおこの赤字の解決法について、パシコフはアトラスらに反対して次のようにのべている。「同志アトラスは、劣等地で耕作しているコルホーズに調達価格の割増、特別の補助金を与えることが必要である、と述べた。コルホーズへの国家補助金——これは何か全く新しいものである。また一人の同志は、劣等地で経営を行なっているコルホーズに、もしその所得額が優等地で働いているコルホーズよりも遙かに低いならば、信用を与えることを提案した。このような提案は正しいと認めることはできない。補助金制度はソフホーズにおいてその不十分さを示したし、コルホーズに対しても一般に適用しがたい。信用も返却するを要する。どのような方法で、劣等地で経営を行なっているコルホーズが信用を返済するであろうか。その所得は他よりも低いではないか。これはすべて無理な、非現実的な提案である」(МТУ, «Земельная плата» . . . №, стр. 249)。

それ故ソフホーズの生産物の価値が中等地のソフホーズの標準的経営によって規定されるという主張は、既にストルミリン批判においてみたようにナンセンスである。そして右の点を別としても、同一生産物に対するそれぞれ異なつた二つの価値形成条件を認めることは、単一の社会主義的農業生産を二つの部分に引き裂くことになり、コルホーズの生産物もソフホーズの生産物とともに国民に商品として販売される事実のもとで、そのようなことは理論的にも実際のにも到底ありえないのである。^(註)

(註) リピキントはソフホーズの買付価格について次のようにのべている。「ソフホーズのために定められた買付価格は、十七の地帯により差別されている。この場合穀物ツェントネルあたりの買付価格は次のようである。第一地帯(クバン)のソフホーズにとっては二八ルーブリ、中央黒土諸州においては五二ルーブリ、非黒土諸州では六五ルーブリ。すなわちわが国ではソフホーズの穀物の地帯別買付価格の間の差異が極めて大きいことは明らかである。この差異は何によって惹き起されるのか。この買付価格の差異が自然的生産諸条件の差異により規定されるということとは明瞭である」(МТУ, «Земельная плата» . . . №, стр. 95)。

したがってこの(2)の点はまさにパンコフの主張する通りである。だがそうだからといって、このことからソフホーズの差額地代の存在を説明することはできない。

そこで次に所有の二つの形態がソフホーズの差額地代存在の原因であるという(1)の点をみよう。パンコフはコルホーズの差額地代を説明するにあたって、土地(優等地)の有限性、土地の豊度と位置の差異の存在、および商品生産と価値法則の存在を社会主義のもとでの差額地代存在の一般的条件・前提とし、所有の二つの形態の存在をその直接的原因としていた。そしてソ連邦でソフホーズだけではなくコルホーズも土地経営を行なっている事実が、ソヴェト社会が最劣等地における支出を補填せねばならぬということの直接的原因であるとし、その結果優等地の経営で支出された労働は劣等地の経営で支出された労働にくらべて、より一層生産的な労働となり、そこに差額地代が発生する、と述べていた。しかしこのようなかれの見解には本誌前号で検討した如く不正確な部分が含まれている。すなわちソヴェト社会における差額地代存在の直接的原因は、基本的には能力に応じて働き、労働に応じて支払をうける今日の社会主義社会における社会主義的所有の二つの形態を基礎として成立するところの商品生産と価値法則の存在、および同じく社会主義的所有の二つの形態におけるコルホーズ的所有を基礎として成立するところのコルホーズの「土地経営の独占」である、として把握すべきである。つまりコルホーズは、コルホーズ的所有を基礎に全人民的・国家的所有の土地を無償かつ無期限で利用しつつ、社会主義的なものとして資本主義とはその本質を異にするものといえ、「土地経営の独占」を実現し、商品生産と結びついて差額地代部分を実現することとなるのである。この場合コルホーズは独立採算制を採用しつつ土地経営を行なうのであるが、しかしこのようなコルホーズの経営の独立性はあくまでも社会主義的原則の遵守を根本とし、社会主義的利益をおかして認められるものでなく、コルホーズ経

皆がコルホーズ的所有を基礎とし、それがそのまま全人民的・国家的所有のソフホーズとは異なるとはいふもの、
社会主義的経営形態であることがその本質的性格をなしていることは勿論である。

(註) 「ソホーズは独立採算制をとっている。コルホーズ生産にも独立採算制が採用されており、その形態は、コルホーズ的
有の本質にもとづくその特殊性をもっている。エム・テ・エスの改組とコルホーズにたいする機械類の売却は、コルホーズ生
産へ独立採算制の原則を全面的に導入するための条件をつくりだしている」(コズルフ・ペルヴィン編『経済学小辞典』邦訳
三九二頁)。

しかしソフホーズはコルホーズと異なり、全人民的・国家的所有のもとに国家により経営されているのである。
「国民一般の所有がソフホーズ生産の基礎である⁽³⁸⁾」という点から、バシユークはソフホーズの差額地代を否定して次
のように述べている。すなわち、ソフホーズで生産される農産物は他の生産部門におけると同様に、一定の水準の蓄
積とソフホーズ労働者の物質的奨励を保障する純所得部分を含むところの、農産物に実際に含まれている労働時間に
よって国家に引き渡される。国家はこのソフホーズの生産物をコルホーズの生産物と同様に単一の国家実現価格によ
り消費者に売り渡す。全く同一種類の生産物に二つの価格の存在は不可能である。この結果優秀なソフホーズには土
地的条件に起因する差額地代の性格をもつ追加所得が入手される。しかしソフホーズはその生産手段も土地も国民一
般の所有であるから、この追加所得は差額地代としてソフホーズに残されることなく国民一般の所有に帰着し、かく
してソフホーズには差額地代は存在しえない⁽³⁹⁾。バシユークは右のようにのべているのであるが、たしかにこのよう
なソフホーズの生産物は、それは国民一般の所有ではあるが、保管、加工費等を加えられて小売価格として一般に売却
される。この場合コルホーズの生産物の価値は理論的には最劣等地の標準的経営の個別的価値、個別的労働支出によ

り規定される。この結果優等地のコルホーズのみならずソフホーズも差額地代部分を手入することになる。しかしコルホーズの場合は生産手段や生産物のコルホーズ的所有のもとでの「土地経営の独占」により、その差額地代もそのコルホーズの所得としてみることができるのであるが、ソフホーズの場合にはこの差額地代部分はソフホーズそれ自体に属するというよりは、ソフホーズが国营企業であることからして、それは直ちに国民全体のものであることを意味する。

したがって右のバシニークの見解は正しいものであると考えられる。が、しかし右のような見解にとどまっている限りでは不十分であるとも考えられる。というのは、ソフホーズでは、能力に応じて働き労働に応じて受けとる今日の社会主義社会にあって、社会的・全人民的の所有と計画経済の枠内ではあるが、独立採算制が採用され、企業の経営業務上の自主性と資産上の自主性が付与されており、ソフホーズが引渡し価格によりその生産物を国家に引渡す場合、土地豊度および市場への位置の差により、有利なソフホーズには、これらの土地的条件に起因する差額所得、「差額地代の性格をもつ追加所得」⁽⁴⁰⁾、つまり社会主義的な差額地代部分が生じているからである。そして右の差額地代こそ、バシニークのいうが如く、ソフホーズ生産の基礎としての国民一般の所有により、国民全体の所有に帰属^(註)し、各個別的に経営を行なっているソフホーズの差額地代として成立しえないものであるにもかかわらず、今日の社会主義社会の要請により、生産計画遂行のため、企業の経営能率測定のため、さらには企業的全集団および社会全体の利益と各従業員の個人的・物質的関心を結びつけ、生産を改善するため等の必要上、このソフホーズが独立の私的・個別的企業であるかの如く取扱われ、従って本来ソフホーズの差額地代たりえないものをソフホーズの差額地代であるかのように取扱う必要が生じているからである。

(註) コルホーズの場合でも地帯別買付価格によって差額地代部分が國家に収用されるが、この場合にはあくまでもこのような地帯別買付価格やまたはなんらかの適当な手段によって、この差額地代部分を國家が入手しなければ、その部分がコルホーズに残ってしまい、社会主義の原則がおかされることになってしまうのである。ところがソフホーズの場合には、ソフホーズに差額地代部分が入手されるということそれ自体が、本来同時に全人民のものである國家に差額地代部分を手渡したことになるのであって、国营企業であるソフホーズをして社会主義的目的のため独立採算制をとらしめることがないならば、そもそもソフホーズに対しても、たとえば穀物について十七の地帯別買付価格をもうけ、差額地代を収用するなどということは問題とする必要もなくなるのである。

ここにわたくしは、コルホーズ農業には差額地代が存在しても、国营企業であるソフホーズには差額地代は存在しないという、『経済学教科書』第一版および第二版に訂正を加え、第三版で、「土地の利用と関連のある国营企業（ソフホーズ、炭鉱、鉦山など）でもまた、土地の肥沃度が高かったり、石炭や鉦石の埋藏量が豊富だったりすると、差額地代の性格をもつ追加所得がつくりだされる」と述べられている点の意義を見出すのである。つまり今日のソヴェト社会では、その本質において、本来の商品である商品や、またその本質において差額地代であるところの差額地代と並んで、本来商品でない生産物が商品的取扱いを受けているのと同様に、本来差額地代なるものの存在が問題とならないソフホーズにおいて、有利な土地的条件に基づく追加所得を差額地代として取り扱うこととなるのである。それ故右のような意味においてのみ——したがってパシコフのようにソフホーズにもコルホーズと全く同様の性質の差額地代が存在するという見解とは異なつて——ソフホーズの差額地代（または土地的条件に基因する差額所得、差額地代的性格をもつ追加所得）が存在するという解釈もその正しさをもつのである。そしてこのコルホーズのみならずソフホーズにも差額地代が存在するという場合、以上のような両者の性格上の違いを理解しておくことは必要であ

ろう。

最後に、国家経営たる鉱業の差額地代の問題であるが、この点の理解は、基本的には全くソフホーズの差額地代についての理解と、何ら異なるところがない。パシコフの場合は、ソフホーズに差額地代を認める根拠は、農業部門内にコルホーズとソフホーズという二つの所有形態が存在し、国家以外にコルホーズという土地経営の主体が存在する、という点であった。そして鉱業では国家以外に土地経営の他の主体が存在しないから、国家は統一された経営を行ない、損失と利益の相殺が行なわれる故、差額地代は問題とならないという見解であった。しかしコルホーズに差額地代が存在したのは、その直接的原因としては社会主義社会におけるコルホーズ的所有を基礎とする「商品生産の存在」と「土地経営の独占」の結果であった。^(註)だからソフホーズの場合でも同様にこの点が問題とされなければならぬ。そして本来ソフホーズには「土地経営の独占」はありえないのである。というのは、土地的条件に基づく有利は、そのまま全人民的・国家的利益として、ソフホーズの個々の経営にとどまるのではなく、国民全体のものとなるからである。だから全人民的所有のもとで経営を行なうソフホーズではコルホーズの場合にみられるような「土地経営の独占」は存在せず、したがって差額地代は存在しえないのである。またもしパシコフのいうように二つの所有形態を問題とし、経営の相異なる主体を問題とするならば、それはただ農業内部において問題とされるのではなく、ソ連邦の単一の社会経済全体の立場から問題とされなければならないであろう。その場合にこそ社会主義的所有の二つの形態は商品生産、価値法則の作用の存在および土地経営の独占の根拠たりうるのであった。だから鉱業には二つの所有ならびに経営の主体が存在しないから差額地代は存在しないというのではなく、鉱業は国营であって、コルホーズ的・協同組合的所有に基づく経営ではないから差額地代は存在しないということが正しいのである。さてこのように鉱

業においては本来的差額地代は存在しない。これはソフホーズの場合も同様であった。しかしまたソフホーズの場合と同様に、今日の社会主義社会の生産力発展段階の要請に基づき、各鉱業経営が独立採算制を採用し、各鉱業経営が独立の私的経営であるかの如く取扱われている関係上、土地的条件に基づいて生ずる追加所得を各鉱業経営の差額地代として取扱う必然性が存在するのである。このような意味においてなら鉱業にも差額地代は存在するのである。そしてこのような意味において国营鉱業の差額地代を理解することが理論的に正しいのみならず、かつ実際の事態を明らかにしている、と思われるのである。

(註) コルホーズにおける差額地代の存在の理論的根拠については、本誌前号の拙稿を参照されたい。

- (34) МГУ. 《Земельная рента . . . 》, стр. 36—38, および本誌第十四卷四号の拙稿参照。
- (35) МГУ, 《Земельная рента . . . 》, стр. 36—37.
- (36) Там же, стр. 69.
- (37) Там же, стр. 83.
- (38) Т. Л. Васюк, 《Дифференциальная рента в социалистическом сельском хозяйстве》, Издательство Социально-экономической литературы, Москва, 1959, стр. 27.
- (39) См. там же, стр. 27-29.
- (40) 『経済学教科書』第三版, 邦訳八九六頁。
- (41) 同上。
- (42) 本誌前号の拙稿三の(二)参照。

三 コルホーズの差額地代Ⅰ・Ⅱの分配について

ソヴェトにおける差額地代の取扱いは一九五八年七月の根本的変更が加えられる以前においては次のようであつ

た。すなわち第一はMTCのサーヴィスに対する現物支払の率を地域ごとに著しく差をつけることによって、優良地のコルホーズの差額地代部分を国家に収用する。第二は、国家調達制度を通じて差額地代を国家の手に移す。すなわち義務納入および予約買付によって引渡される農産物に対する調達価格は国家によって計画的に定められ、地域の生産条件によって供出基準に差があるので、優良地のコルホーズは劣等地のコルホーズにくらべて、より多量の穀物より低い価格で国家に引渡さなければならぬのである。第三に、幾分かはコルホーズ所得税を通じて国家の手に集中する。一九五八年の改正以後についてはどのようなようになったか。『経済学教科書』第三版は次のように述べている。「コルホーズが手にいれる差額地代の一部は、そのコルホーズの共同経営を発展させたり、コルホーズ員の物質的および文化的な生活水準をたかめたりするのにつかわれる。差額地代の他の一部は、全人民的必要にあてるために、つぎのような経路をとって国家の処理にゆだねられる。第一に、国内の地帯別に格差のついた国家買付価格の体系をおおしてである。ただし、コルホーズが国家に生産物を販売する率は個々の地区の生産条件によっていろいろことなっている。第二に、いくらかの部分は、コルホーズ所得税をおおしてである。なぜなら、税額はコルホーズの所得の大小によってちがうからである」⁽⁴³⁾。すなわち「いままで、普通の農作物についてはヘクター基準でなされる義務納入にたいする極めて低い価格、義務納入を完了したあとといわば超過供出にたいして支払われる、第1の価格より高い国家買付価格、という複数の国家調達価格があったのにたいして、コルホーズが国家の調達機関に自由に売りわたすさいの価格が、従来の義務納入価格よりも高く、国家買付価格よりも安い価格に一本化された」⁽⁴⁴⁾のであり、このためこの新しい制度では、義務納入の廃止にともなう差額地代収用のための地帯別国家買付価格が重要な意義をもつこととなった。

(註) この差額地代と所得税の関係については、所得税を累進課税にすべきか否かについて議論のあるところであるが——たと

えば M・モチャロフスキイは所得税は「累進的規準により定められねばならない」(《Вопросы экономики》, No. 9, 1958, стр. 11) とするが、И・バランチバドゼはこれに対して、累進税率はコルホーズとコルホーズ員の物質的利害関係を弱めるとして反対している(《Вопросы экономики》, No. 8, 1961, стр. 111)——この点ゴゾドエフは次のように述べている。「もしある社会主義国家により差額地代を全部取用する課題がたてられたとしたら、実際にそれは租税によって実現する。租税制度を通してのみ国家は価格や現物支払によって取用されない地代部分を受けとることができる。しかしこの場合課税はあるいは個別的たらねばならず、あるいは累進課税の原則によりたてられねばならぬ。このような租税政策は個人的勤労農民経営やコルホーズに関して、社会主義国のどの一国でも行なわれない。社会主義国家の租税制度には、課税率の観点からも、租税制度そのものの構成原則の観点からも、差額地代を一定の比率で国家とコルホーズの間に分配する客観的必然性が表現されている。租税制度は累進性の原則の上ではなく、比例性の原則の上に立てられる。そして比例的課税のもとでは差額地代を全部取用することができないのみならず、反対にその企業がより優秀に経営を行なえば行なうほど、そこでは地代をうけとる可能性が大きくなる。ソ連邦における租税制度の修正は刺戟的要因としての差額地代よりよい利用の方向に進んだ。すなわち、一九三六年からソ連邦ではコルホーズから徴収される農業税は所得税にかえられた。その結果コルホーズには差額地代がより多く残されるようになった。所得税自体も比例性の原則の上に立てられている。一九五七年に採択されたソ連邦最高会議の指令に従って、生産的必要にあてられる所得の課税からの除外が規定された。しかしもっとも重要な修正は、もし以前コルホーズの所得に課税する場合四つの率が適用されていたとすれば、一九五八年からは税金は単一の率により計算されている、ということにある。そしてこのことから、このような税金を通して、税金として、差額地代は以前よりも少なくな取用されるようになり、コルホーズの所得が多ければ多いほど、コルホーズに残される差額地代は多くなっている、とすべきである」(《Земельная рента в социалистических странах》, стр. 57—58)。

さて右のような背景のもとで、差額地代の分配の問題はどのような理論的根拠に基づき、どのように取り扱われねばならないかという点が、問題となる。差額地代の国家への集中にあたり、『経済学教科書』第三版は第一版と同様に、差額地代ⅠとⅡの取り扱い上の差異およびその理論的根拠について積極的に述べていないが、この点は、どうして

であろうか。右の点につき岡本正氏は、「ソヴェトの学界の意見が一応集約されていると考えられる経済学教科書の叙述を見ても、一九五五年の改訂版は、はっきりと差額地代第一形態の全部と第二形態の一部は国家の手に集中されて、『全人民的な必要のために使用されなければならない』とのべているが、一九五四年の第一版ではその点が不明確である。すなわち、ここでは『差額地代の大部分は、コルホーズの共同経営を發展させたり、コルホーズ員の物質生活と文化生活をたかめたりするのにつかわれる。差額地代のいくらかの部分は、いろいろの通路をとって国家の管理下にはいる』とのべられていて、特に第一形態は全部、国家の手に集中するということが明確にされてはいない。このことはソヴェトの学者たちが、差額地代の国家集中についてはっきりした理論的根拠をもたず、そのために、十分確信のある立言が行なわれないことを示すものではないだろうか」と指摘されているが、改訂第三版が依然として第一版とほとんど同じ立場に復帰している点からみても、ソヴェトの学者達が差額地代の国家集中について、統一された明確な理論的根拠をもっているかどうかは、たしかに疑問である。

この問題に関するソヴェトの学者達の見解は、大崎氏も指摘しておられるように次の三つの主張にわけることができらるであろう。すなわち[1]差額地代の一部分はコルホーズに残し、他は国家の管理下へ入れるという見解。(註1)ただしこの見解は差額地代をⅠとⅡについて区別せず総括的に説明している『経済学教科書』第一版と第三版の見解と、差額地代をⅠとⅡについて区別しつつその分配的結論においては——この結論のための理論的根拠については必ずしも同一ではないが——このグループに属する立場の人たちを含んでいる。(註2)[2]ソ連邦では差額地代Ⅰはすべて国家のものとなるべきであり、差額地代Ⅱはコルホーズ(およびコルホーズ員)と国家との間に分配されるべきだという『経済学教科書』第二版の見解を支持する第二のグループ、ならびに[3]差額地代はすべて国家へうつすべきだという第三の主張

(註9)
2489。

- (註1) たゞし А. И. Пашков, 《Вопросы экономики, планирования и статистики》, стр. 95—105, МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 38—44.
- И. И. Козлов, 《Земельная рента в социалистических странах》, стр. 36—42.
- (註2) [2]の見解は多くの人が受け持たれている。たゞし А. В. Болгов, МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 93—94, 《Вопросы экономики》, No. 5, 1960, стр. 104—106.
- А. С. Дибкинд, МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 97—99.
- Г. Н. Худокормов, там же, стр. 145—148, 《Вопросы экономики》, No. 10, 1960, стр. 104—108.
- Я. С. Кумаченко, МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 168—169.
- М. Ф. Кобалева, там же, стр. 70—71, 《Вопросы экономики》, No. 7, 1961, стр. 115—116.
- В. Андреев, 《Вопросы экономики》, No. 8, 1960.
- Г. Л. Васюк, 《Дифференциальная рента в социалистическом сельском хозяйстве》, стр. 33—43, 《Политическая экономия социализма》, стр. 273—280.
- (註3) たゞし Е. И. Солдатовская, МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 104—106.
- И. Белгез, 《Вопросы экономики》, No. 2, 1961, стр. 75—79.

そこでこれら三つの見解を、第一の見解に属するパシコフの所説を手始めとして検討しよう。パシコフは、差額地代⁽⁷⁾の全部が国家の収入となるべきであるという主張に対し、「学术会议」ではそのような見解は「差額地代が一般に(優等地および中等地を占有する)農業労働者の労働の生産物でなくして、農業以外で創造されるという誤った前提の無言の認容に基づいている」と述べており、同様にストルムリン生誕八十周年記念論文集においても、「差額地代

は優等地で働いている労働者の労働によってつくり出されるのではなく、国民経済の他の部門でつくりだされた新しい価値の再分配の結果であるという立場は、資本主義についてのみならず、社会主義についても誤りである⁽⁴⁸⁾としてゐる。そしてたとえ、クバン河流域ではその自然的豊度はヴォルガ流域より二倍も高いと考えられるし、またモスクワ近郊のホルホーズとホルホーズ員が、ある人里離れた遠い地方のホルホーズやホルホーズ員よりも多額の所得をえているのは、それが近くに極めて広い販売市場をもっているからである。もし差額地代を全部国家のために採用しなければならぬという原則に従うならば、クバン河流域の土地でえられる収穫の半分を無償で国家は採用すべきであるし、モスクワ近郊のホルホーズやホルホーズ員もその差額地代を全部を無償で国家に渡さなければならぬ。これは「ホルホーズとホルホーズ員の、その労働の結果たる物質的利害関係の原則の意義を無視する」ことであり、「所得の分配において、社会主義のもとでは平等はありえない⁽⁵⁰⁾」とのべている。このようにパシコフは差額地代は農業部門における農業労働によってつくりだされた剰余価値であるが故に、社会主義社会における差額地代はホルホーズとホルホーズ員および国家の間に分配されるべきである、と主張しているのである。この場合かれはその比率については「語らない」のであるが、原則としてそれは「一面では剰余生産物の集中フオンドとして社会主義国家の必要に、他面ではホルホーズとホルホーズ員の物質的刺戟の必要に、従属させられる⁽⁵¹⁾」と述べている。

そこで以上のようなパシコフの見解を検討しなければならないのであるが、この場合まず差額地代が既にのべたように社会主義社会における差額地代ともいえず、ホルホーズがその農産物を商品として生産し、かつ土地経営の独占を行なっているかぎり、農業内部で成立した価値であり、したがってそれは価値以上の単なる価格ではなく、非土地生産部門の生産物との不等価交換の結果農業生産部門へ流入した価値ではないと考えられる。この点パシコフの

見解は基本的には正しい。しかしだからといって、右の事柄はペシコフのいうように、このような差額地代部分がコルホーズとコルホーズ員の手に残されなければならないという結論を必然的に生み出すであろうか。社会主義社会における二つの所有形態の存在、そこにおけるコルホーズ的所有のもとでの土地経営の独占という事実は、今日のソ連邦が単一の全人民的所有でないことを示してはいるが、しかしこれらの二つの所有形態はその本質において社会主義的な所有形態であり、資本制的性格や私企業性格をもつものでは決してない。それはあくまでも計画化された商品生産であり、工業と農業とをもとに単一の全人民的所有形態に包含するまでには至らないとはいえ、あくまでも社会主義的であることをその基本的性格とするものである。したがって土地経営の独占のもとで有利な土地的条件により入手する差額地代が社会主義的原则に従って国家に集中されるということは、この社会主義社会における当然の処置であると考えられる。そして差額地代部分はコルホーズの純所得の一部を構成するのであるが、かかる差額地代を含むコルホーズの純所得はその一部が全国的フォンドの形成に参加し、荒地の灌漑や沼池の干拓等の土地改良、農業生産の発展のために充用されることとなるのである。この場合国家に集中される差額地代Ⅰはその全部か一部かという問題については、これは純理論的に決定されるべきではなく、差額地代Ⅰの成立の根拠から必然的に規定されるという性質のものでもない。それは社会主義国家が現段階のもとでコルホーズおよびコルホーズ員に対し、差額地代Ⅰの若干を残すことが、かえってコルホーズの物質的刺戟として生産力発展の上にプラスし、そのことが結局全人民的利益にプラスすることとなるならば、そうされねばならないのである。この点は再び法則の認識とその政策的利用の問題となるのである。

では次に差額地代Ⅱについてはどうであろうか。Ⅱについては、それはコルホーズ（およびコルホーズ員）と国家

との間に分配されるべきだという説が、第一の見解および第二の見解のグループにより認められているようであるが、ではその理論的根拠はどのようなものであろうか。たとえばパシコフは差額地代Ⅱについては「学術会議」ではとくに何も述べていないが、記念論文集では「差額地代Ⅱは一部分はコルホーズとコルホーズ員に、一部分は社会主義国家へ行くべきだということに、反論することはできない。差額地代Ⅱは同一の土地における生産手段と労働の追加投資の結果である。この投資は国家によっても（MTCという形で）、コルホーズによっても——一定の土地がコルホーズに確保されている——行なわれる。国家は、MTCという形で、農業労働の機械化を高め、農業技術や、MTCの労働者がコルホーズと契約してコルホーズのために遂行する労働の質を改善する。コルホーズはコルホーズ自体として畑地の単位面積収穫量を高める土地改良を実施する。それ故コルホーズとコルホーズ員に農業の集約化の結果生産された差額地代Ⅱの一部分を残すことは、畑地の優秀な耕作と取り入れ、肥料の使用等々についてのコルホーズとコルホーズ員の仕事を物質的に刺戟する。国家も差額地代Ⅱの一部分をうけとる。何故ならMTCに集められたトラクター、コムバイン、その他の農業機械の所有者としての国家は農業生産の集約化過程とコルホーズ農業のすべての文化向上の積極的組織者として現われるからである」と述べている。⁽⁵²⁾この見地はMTC廃止以前のものであって、その廃止後においては直接MTCという形での国家の寄与という事態は消滅した。だが社会主義国家が直接間接コルホーズに寄与する政策をとることは当然であり、したがってパシコフの差額地代Ⅱについての右の見解は改革後も基本的にの変更されていないであろう。しかし差額地代Ⅱはもともと農業経営の集約化であれば、どんな前提条件のもとの農業経営の集約化であろうが、また同様に農業生産力の発展であれば、どのような前提のもとでの追加投資による農業生産力の発展であつても、それらが原因となつて生じた追加所得である、といえるものではない。それは社

会的・標準的な経営条件にくらべて、より以上の経営諸条件を特定の農業経営が使用することにより入手するところの追加所得、したがって国家の特別の援助や各コルホーズ経営の独自の創意工夫に基づいて生ずる「合理化所得」(ベリヤーエフ)とは区別されなければならない。^(註)

(註) 「差額土地所得は、三つの地代形成要因(土地豊度、土地の位置、および経営の集約化)全部の平均的・社会的・標準的利用度のもとで形成される。中位の企業よりも多くこの要因を利用してゐる進歩的企業は、差額純所得と平均的純所得のほかに合理化所得をも手に入れる」(《Borpoča skonovnika》, No. 2, 1961, ctp. 75, 傍点井上)とのベリヤーエフの指摘は差額地代の考察にとって見落してならない点である。なおかれは「差額地代Ⅱは追加支出利用の平均的・社会的・標準的條件のもとで、その効果が相異なる場合に形成される」(Tam xet, ctp. 80)とのへ、追加支出の効果を、豊度と位置は同一の土地をもつが、生産集約度の水準の相異なる個々のコルホーズグループを比較検討しながら、数字的計算をも行なっている(Tam xet, ctp. 80—81 参照)。

もともと差額地代Ⅱは同一面積の土地に不等量の資金を充用することによって生じた単位資金量あたりの生産性の差異に基づいて発生するものであり、この生産性の差異は結局は社会的・標準的経営諸条件——生産手段のみならずコルホーズ員の労働が社会的・平均的労働力の支出であることも含めて——と土地的諸条件の関係において発生するものである。経営的諸条件の差異によって生ずる追加所得は何ら地代の性格をもつものではない。地代の問題は社会的・標準的経営条件をもつ一定の資金が異なった土地たとえばA、B、C、Dに投下された場合(差額地代Ⅰ)と同じ土地に継起的に投下された場合(差額地代Ⅱ)について問題とされるのであり、この単位資金量が異なった土地A、B、C、Dか、もしくは第一次投資から第四次投資までの各単位資金量について、それらがそれぞれ異なった生産性を、したがって異なった所得を生み出す問題である。^(註)

(註) 拙稿「差額地代第二形態論における市場生産価格の形成原理について」、本誌第十三巻第四号一〇三―一五頁参照。なおこの点は地帯別買付価格と追加投資の生産性や新たな劣等地の開墾等の諸条件のもとで考察されねばならないであろう。

この場合社会的・標準的生産諸条件として投下された資金が示す相異なつた生産性の原因はやはり土地的条件であつて、経営的諸条件の問題は介在しない。だからここでは「差額地代Ⅱは、差額地代Ⅰの別種にすぎず、しかも事實上ではこれと一致する⁽⁵³⁾」のである。したがつてこのような性格を有する差額地代Ⅱの取扱いは基本的には差額地代Ⅰの取扱いと同一のものでなければならぬ。すなわちそれは本来、農産物が商品として価値物として販売され、土地経営の独占が存在する条件のもとでは、各コルホーズの追加所得となるべきものである。しかし社会主義的・コルホーズ的所有は資本制的・私的所有と異なる点として、それがあくまでも社会主義的なものであり、社会主義的・全人民的利益に従属すべき性格をもつものである以上、差額地代Ⅱの一部も差額地代Ⅰの場合と同様に国家に集中されることになるのは当然である。この場合の比率については差額地代Ⅰの場合と同様の顧慮が払われねばならない。もちろんⅠとⅡの差異は存在する。それは同一面積へあるコルホーズが追加投資を行なう場合、それがコルホーズ独自の努力の成果によるものであるか、またはそれに加えるに国家の特別の援助があつたかどうかという点であるが、これらの事情によりⅡはⅠにくらべて、より多くそのコルホーズに残すという配慮がなされるべきであろう。もつとも理論的には明確に区別されるところの社会的・標準的以上の経営諸条件によつて生ずる合理化所得と差額地代Ⅰおよび差額地代Ⅱの区別は、具体的な総所得を前にして、そのいかほどの部分がいずれの範疇に属するかを区別するという場合、極めて大きな困難にぶつかる。またパシコフが述べているように、「実際には、 \wedge 自然的 \vee 土地豊度と人間自身の努力により創造された土地豊度とは、恐らく、純粹に分解して、その各々の具体的大きさを個別的に計算すること

ができないであろうほど、互に緊密に結びついている⁽⁵⁴⁾のであって、ソコロフはこの点利潤と差額地代とを範疇的に区別することは不可能であり、純所得の範疇を使用することが政策的に重要であるとさえ述べている。^(註)

(註) 「コルホーズとソフホーズの純所得は利潤と差額地代とから成る。……その経済政策において、国家は利潤と差額地代という範疇を別々に利用することは不可能である。これは多くの困難をもたらす。利潤と地代に細分することなしに、純所得範疇を利用するのがよい。その時あらゆる経営収益計算とすべての計画組織は単純になる。純所得の大きさはもつとも重要な収益指数である。条件つきで、個々のコルホーズにとつての純所得は、農産物の買付価格からこの生産物の原価を差引く方法により、簡単に計算される」(MIV, «Zemel'naja pertra...», стр. 62—3)。

しかし利潤と差額地代とを数字的に厳密に区別することは不可能であるとはいえ、ほぼ概数的にはあつても、この区別づけの方向に努力することこそ、社会主義社会における利潤法則および差額地代法則の利用の問題として重要な意義をもつものといわなければならない。この点「学术会议」においてボルゴフは「差額地代ⅠとⅡを区別することの拒否は社会主義農業の理論と実践に結びついている重要な問題の解決への道をとさす⁽⁵⁵⁾」と述べ、またリョフシテインは「土地台帳が必要である⁽⁵⁶⁾」として積極的発言を行なっているが、土地台帳の問題は差額地代の科学的研究において不可欠のものである。そして今日よりも重要な意義をもつところの地帯別買付価格の決定にあたって、利潤と差額地代ⅠおよびⅡとの区別づけの問題は、避けることのできないものである。

そこでパシコフが差額地代Ⅱについて、経営的条件による追加所得と土地的条件に起因する差額地代Ⅱとの区別につき明瞭な説明を欠いているとはいえ、右の点(と工業の超過利潤と地代たるべき超過利潤との差異についての積極的説明が欠けている点)を除けば、かれの差額地代Ⅰ・Ⅱのそれぞれがコルホーズと国家とに分配されるべきである

という見解は妥当である。この点『経済学教科書』第一版と第三版はその分配に関する結論については正しいとしても、その理論的根拠につき差額地代ⅠとⅡそれぞれの積極的説明が欠けていた。また第二版は差額地代ⅠとⅡとの區別については明瞭に述べられているが、差額地代Ⅰについては全部を国家に引渡すという結論が一面的であつたし、また差額地代Ⅱは一定の比率でコルホーズと国家とに分配するという結論は正しいが、その理論的根拠づけは不十分であつたといわなければならない。^(註)

(註)『経済学教科書』第一版、第三版の見解と同じ立場に立つツゾドエフの場合であるが、かれは「高い自然的豊度および便利な位置は無償の自然力である。しかしそれは経営対象としての土地がその手中にある人の財産である」(《Зачетная плата в колхознических странах》, стр. 39) とのべ、「コルホーズは社会主義的経営の対象としての土地を領有している。この客観的事実により、コルホーズはコルホーズの全生産物の所有者であり、したがって差額地代ⅠとⅡの全量の所有者である。それ故コルホーズが全生産物の所有者であるという観点から、すべての地代はコルホーズに残されねばならぬ。しかしもし差額地代の物質的基礎は社会にとつての超過剰生産物であるという事実に基づくならば、地代は全部国家の手に入るべきである。それ故地代分配の客観的基礎には明らかな矛盾がある。この矛盾は一体どのように解決されるべきか」(Там же, стр. 41) とつて、この一方におけるコルホーズの所有に基づく土地経営の独占の結果としての差額地代Ⅰ・Ⅱの所有という点と、他方における社会にとつての超過剰生産物であるという差額地代の性格からそれは全部国家の手に入るべきだという点の二つの観点の考慮に基づき、かれは差額地代Ⅰ・Ⅱともコルホーズ(コルホーズ員)と国家との間で分配されるべきであると結論している。このようなかれの見解の第一点は正しい。何故なら既にみたように、コルホーズの商品生産とコルホーズ的所有に基づく土地経営の独占の結果として、土地的条件をその自然的基礎とする差額地代は、社会主義的所有の二つの形態の存在する生産関係のもとにおいては、まずそのコルホーズの所有に帰属するのであつて、このような生産関係のもとで直接に国家は差額地代Ⅰ・Ⅱを収用することはできないからである。しかし第二の点については、右の差額地代ⅠとⅡが社会にとつての超過剰生産物であるという点から国家がこれを収用できるであらうか。なるほど土地的条件は無償の自然力である。しかしほかならぬこの無償の自然力がコルホーズ的に独占されているからこそ、それが無償の自然力としてそのままそ

の成果を社会に贈与することはないのである。したがって無償の自然力をその物質的基礎とするから、差額地代は「社会にとっての超過剰生産物である」と一義的にいうことも許されない。もしそういうことが許されるなら、資本主義社会の差額地代といえども、それは「社会にとつての超過剰生産物」であるといわなければならない。したがってこの点からのみ差額地代の国家による取用を正当化することはできない。国家への差額地代の集中を正当化する根拠はやはり、コルホーズの所有といえどもそれは社会主義的所有の一形態であり、このことを根拠に成立するコルホーズの「土地経営の独占」といえどもそれはその本質において社会主義的なものであり、社会主義の原則、社会主義社会の利益に従属しなければならないという観点からである。この観点からみるならば、土地的条件を自然的基礎とする差額地代、したがって「完全な意識的・計画的組合社会」では消滅するこの部分は、それを国家が何らかの手段により取用することが社会主義の原則からみて正当となるのである。この場合この国家とコルホーズとの分配の比率については、そのときどきの政策的配慮に基づいて決定されなければならないことは既に指摘したとおりである。

最後に第三の見解であるが、ソルリエルチンスカヤは、土地は国民の財産であるから、地代の社会主義国家への譲渡のみが「土地に対する人々の同等の関係を保証する」とのべ、⁽⁵⁷⁾地代は土地所有の経済的表現であるという点から、「土地の国有化は地代による取得において経済的に実現される」とのべている。⁽⁵⁸⁾またベリヤーエフも「すべての差額土地所得は、本質的に社会の全成員の労働所得であり、ことごとく社会の管理にゆだねられるべきである。労働による分配の法則がこれを要求する」とのべている。⁽⁵⁹⁾これらの見解の一面性については、もはやあらためて指摘するまでもないであろう。社会主義的所有の一つの形態であるコルホーズ的所有のもとでの土地経営の独占とコルホーズ農産物の商品化は、優等地の経営に差額地代を発生せしめる。そしてコルホーズはこれをもちろん売買、贈与、質貸することは許されないとはいえ、無償かつ無期限でその土地の利用を許されている以上、この差額地代部分はまずそのコルホーズに帰属する。したがって土地が国有であるという点から、ブルジョア的国有化のもとでの差額地代の

国家による収奪と同様に、ソヴェトにおいても国家の全差額地代の収用を主張することはできないのである。またベリヤエフのいう「労働による分配の法則」もそのままではまらない。しかし他方コルホーズ的の所有に基づくコルホーズ経営は、その本質において社会主義的なものであり、この点からこの差額地代の一部は自己のコルホーズをも含めての全人民的・社会的利益のために国家にその一部を収用されるのは当然のことである。かくして、ボルゴフの指摘した「コルホーズ員の労働報酬はその区や州の労働者の労賃水準を追い越すことのないようにしなければならない。何故なら共同の労働により国の物質的富を創造している労働者とコルホーズ員は、その福祉の向上においても同一の歩みで進まねばならない」からである⁽⁶⁰⁾という点、およびコルホーズにその得た差額地代を「社会的経済の発展とコルホーズ村の社会的・文化的生活の必要の充足——発電所、道路、学校・寄宿舎、病院、託児所等の建設——により十分に利用すること」を勧めた一九五九年十二月のソ連共産党中央委員会総会の決定も、以上のべたようなコルホーズにおける差額地代の存在と分配についての理論的根拠のもとにその意義を十分に理解すべきである。ソヴェトにおける差額地代分配の問題は、農民の共産主義への漸次的移行、労働者階級とコルホーズ農民の同盟、都市と農村の文字通りの社会的・経済的および文化的生活の差異の除去、という現実的課題のもとでの、差額地代法則の認識とその社会主義的・計画的利用の問題として理解されねばならないのである。

(43) 『経済学教科書』第三版、邦訳八九六頁。

(44) 副島前掲書、五三頁。

(45) 岡本正「社会主義における差額地代の国家集中政策について」、高知短大『社会科学論集』第八号、一九五八年十月、五二頁。

(46) 大崎平八郎「社会主義農業における差額地代論争」、『エコノミア』第十八号、一九六一年三月、一四四—一八頁。

- (47) МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 39.
- (48) 《Вопросы экономики, планирования и статистики》, стр. 97.
- (49) МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 40.
- (50) Там же, стр. 41.
- (51) Там же, стр. 42.
- (52) 《Вопросы экономики, планирования и статистики》, стр. 96—97.
- (53) 『資本論』長谷部文雄訳、青木文庫版、⑫—九五—四頁。
- (54) 《Вопросы экономики, планирования и статистики》, стр. 100.
- (55) МГУ, 《Земельная рента...》, стр. 86.
- (56) Там же, стр. 158.
- (57) Там же, стр. 105.
- (58) Там же, стр. 105—106.
- (59) 《Вопросы экономики》, No. 2, 1961, стр. 79.
- (60) Там же, No. 5, 1960, стр. 106.